

〔翻訳・紹介〕

中国法律論理〔邏輯〕研究会（一九八九年・湘潭）の報告から（二）

石 川 英 昭

読者の便宜の為、以下に本稿における体裁等につき、再録しておく。

一、本稿は、その内容から多くの専門用語を含むことになる。しかし、それをそのまま日本語に訳してしまうのでは、中国においてどのような用語が使われているのか、読者には不明となる。従って、本稿では、いささか煩わしく不体裁ではあるが、専門用語の若干については初出の段階で日本語訳の下に「―」で中国語原語を挿入した。尚、一以下五までの体裁は、翻訳部分だけではなく、本稿の最初から（従って、既に表題から）採用されている。

二、初出の段階で中国語を示したのも、その後は日本語訳語・用語で出来るだけ統一した。

三、用語によっては、一々日本で通常使用されている用語に改めなくともその意味内容が明白である為、そのまま中国での用語を使用したものもある。

四、三とも関連するが、本稿中の（―）の中は、訳者による補足的説明的挿入語・文である。

五、原文の（―）は、――に改めた。

六、報告レジュメという原文の性格からか、金承光報告（十二）を除き、原註は無い。従って、本稿に付した註は報告（十二）を除き全て訳者による註である。

七、原文は、報告者等によるタイプ原稿である。その為か、かなりの誤字・脱字を含んでいる。誤字が明白なもの（例えば、誤・王国↓正・全国）については一々示さず訳者の方で訂正した。しかし、不明の分については（―）の説明で補うことにしたり、註で示している。

八、本稿訳註において示される中国法令については、中国研究所編『中国法令集』（日本評論社、第一版、一九八八）及び中国総合

研究所編『現行中華人民共和国六法』（ぎょうせい、一九八八）を参照した。

九、本稿中の中国簡体字は、全て日本繁体字に改めた。

序に、(二)で訳出した報告の原題を再録すれば、次の通りである。

六 論定罪三段論の基本形式 熊文軒

七 幾種法庭辯論証明方法的初探 周光明

六 定罪三段論法（定罪三段論⁽¹⁾）の基本形式を論ず

熊文軒

定罪三段論法とは、罪名定義⁽²⁾（罪名を定義した命題）を大前提とし、控案（公訴の提起がなされている事案）における被告人の行為事実の断定を小前提とし、小前提が断定する行為事実と罪名定義とを相対照させて、その結果控案における被告人の行為に対し法的判断（法律判断）を下す推論（推理）形式を指す。このような法的判断は、定罪三段（論法）によって得られる結論であり、その内容は控案における被告人の行為が何らかの罪を構成しているかどうかを認定するものである。定罪三段論法の大前提は罪名定義であることから、罪名定義の種類とその区別とを根拠に、定罪三段論法を単純〔簡單〕定罪三段論法、複雑定罪三段論法、及び仮言定罪三段論法とに分類することができる。前二者が定罪三段論法の基本形式であり、従って本論はこの二つの形式だけを探究する。

一、単純定罪三段論法

単純定罪三段論法とは、何らかの単純な罪名定義を大前提とし、結論として被告人某が某罪を犯しているかどうかを認

定又は否定する推論である。

例えば、（次のような形式となる。）

（大前提）

政府転覆陰謀罪とは、人民政府を転覆させ国家の指導権を篡奪することを陰謀した行為である。^③

（小前提）

林彪・江青が文革中になした行為は、人民政府を転覆させ国家の指導権を篡奪することを陰謀した行為である。

（結論）

従って、林・江の上述の行為は政府転覆陰謀罪を構成する。

単純な罪名定義とは、何らかの具体的な犯罪を構成する幾つかの要件あるいは属性の全てにつき只一つも欠かすことのできないものを言う。従って、小前提、即ち控案における被告人某の行為事実の特徴についての認定は、必ずや大前提、即ち罪名定義が指示する具体的犯罪構成要件と一つ一つ対照され、各々が嚴格に一致することが求められる。換言すれば、中名辞〔中項〕^⑤が必ず同一であることが保持されていることを要し、この時のみ必然的な結論が導出され、被告人某が犯罪を犯したことを肯定できる。もし中名辞が同一でないなら、四概念の論理的虚偽（誤謬）^⑥を犯すことになり、必然的な結論を導出することは当然できず、被告人が犯罪を犯したことを肯定することができない。しかし、被告人某が犯罪を犯したことを否定する場合は、これと同じではない。小前提（事実）が、罪名定義の指示する具体的な犯罪要件のどれか一つだけでも否認するならば、必然的に被告人某が犯罪を犯したことが否定される。ここから、単純定罪三段論法には肯定と否定との二つの形式が存在することになる。^⑦

肯定式

(大前提)

P罪は、 $a \cdot b \cdot c \cdots$ という特徴を具えた行為である。

(小前提)

Sの行為は、 $a \cdot b \cdot c \cdots$ という特徴を具えた行為である。

(結論)

従って、Sの行為はP罪である。

否定式

(大前提)

P罪は、 $a \cdot b \cdot c \cdots$ という特徴を具えた行為である。

(小前提)

Sの行為は、 $a \cdot b \cdot c \cdots$ という特徴を具えた行為ではない。—即ち、Sの行為は、 a か b か c の特徴を具えていない行為である。

(結論)

従って、Sの行為はP罪ではない。

以上の二つの形式は全て一般的な三段論法の規則に合致したものである。今、王学林による反革命宣伝扇動罪事件⁽⁸⁾を例としてみよう。

被告人王学林、男、二十歳、社員⁽⁹⁾ 初等中学卒〔初中文化〕。一九八四年六月三日、被告人は景市郷信用社⁽¹⁰⁾へ行き、麦

を売ったお金を受けとり、継父の王成軒に渡した。継父がお金を確かめてみると十元不足していた。成軒は王学林が着服したものと考え、直ちに学林を打擲し、罰として跪坐させた。被告人は再三にわたり釈明を述べた。「私にははつきりしていないが、多分信用社が間違つて支払つたのです。」と。そこで父子二人は一緒に信用社へ問い合せに行った。信用社の幹部は、「いつもその場で確かめているし、一たん門を出たら後のことは知らない。」と語つた。王成軒はこれを聞いて、改めて被告人が着服したことは疑いがないと思つたので、すぐに路上で大衆の面前で被告人を打擲した。その時丁度偶々（学林の）婚約者の父がこの情景を街頭で見かけ、進み出て止めさせた。被告人は（これにより）一層恥かしさを感じ、その場で「心から反省するまで決して家には戻りません。」と言つた。その夜十時頃、（被告人は）チョークで供销社の¹²小売部の入口の板の上と消防池の壁の上に、「打倒×××！ 打倒×××党！」というスローガンを三箇書き、さらに自分の本名と住所とを書いた。被告人は事件を為出かした後、親友に説得されて、六月十日区の公安所へ自首した。

六月三日の夜、信用社は十元多いことに気づき、翌日直ちに王成軒へお金を戻した。

檢察院の提起した公訴は、次のことを認めている。¹³即ち、被告人王学林は故意に反動スローガンを三箇書いており、その矛先は中国共産党に向けられ、一定の社会的危害を作り出している。従つて（その行為は）反革命罪を構成している、ということである。よつて、人民法院に公訴が提起された。

中級人民法院の¹⁴判決は次のように認定した。被告人王学林は公共の場所に反動スローガンを書いており、（それだけで）すでに反革命宣伝扇動罪を構成する。しかし、被告（人）¹⁵王学林が自首してきたことを勘案すれば、処罰を軽くする情状が存在する。よつて、刑法第一〇二条二項（款）、第二三条、第五十条の規定に¹⁶照らし、王学林を六ヶ月の拘役に¹⁷処し、一年間その政治権利を剝奪する、と。

被告人は一審判決を不服として、高級人民法院へ¹⁹上訴し、併せて弁護士（律師）に²⁰弁護を依頼した。²¹弁護士の²²弁護意見は次の通りである。被告人が書いた三箇の反動スローガンは一時の義憤に基づくものであつて、反革

命の目的を具えていない。王の平時の言行は比較的良いもので、未だ如何なる反動的言行も為したことはなかった。⁽²³⁾この事件が引き起こされたのは、第一には信用社の支那人がいい加減で不注意であつて、誠実に支払い金の点検を行なわなかつたことにより、二つにはあの継父の性質が粗暴であることによる。(継父は)家の中で被告人を打擲しただけでなく、街頭の大衆の前でも彼に打擲を加えている。殊にこの情景を婚約者の父親に見られ、被告(人)は一方ならぬ羞恥を感じ、身の置きどころも無かつたのである。⁽²⁴⁾以上は正に被告人が自首した時に供述した通りである。「その時私はそのような打撃に耐えられなかつたのです。私は本当に一銭も自分のものとしていない。明らかに信用社の支払いが少なかつたのです。しかし、彼らは頑なにそれを認めようとしなかつた。私は、信用社の幹部は共産党の幹部であると考えました。こんな全く理に合わないことで自分の一生を台無しにしてしまい、面子も丸つぶれになってしまつた。いっそ反革命行為でもやつて労働改造〔労改〕⁽²⁵⁾に行かされても、それまでのことだと思ひ、そこで幾つかの反動スローガンを書いたのです」。事実が示す通り、この事件は完全に被告(人)の一時の義憤から発したもので、ただ誤つた方法を採用してしまつたものである。その根本においては反革命の目的を具えたものではない。反革命宣伝扇動罪とは、反革命を目的として群衆を宣伝扇動し、人民民主専制政權と社会主義制度とを転覆しようとする行為である。しかし、被告(人)の行為は反革命の目的を具えていないから、反革命宣伝扇動罪を構成しない。又その行為も一時の義憤から為されたものであり、そこに生じた誤つた行為も其の犯罪を構成しない。よつて無罪釈放すべきである。

高級人民法院―第二審―の終審判決は、被告(人)王学林は打擲をうけ心中穏やかならず義憤に駆られていたという情況下で反動スローガンを書いたもので、(その行為は)反革命の目的を有していない。従つて、一審判決を破棄〔撤銷〕し、無罪釈放を宣告する、と認定した。この判決は正しい。

以上の公訴・判決及び弁護(の主張)は、全て単純定罪三段論法を応用したものである。反革命宣伝扇動罪は単純罪名定義であることから、その中の「反革命を目的とする」という要件は不可欠の要件である。しかし、檢察院の公訴と中級

人民法院の判決とは、単純定罪三段論法の運用にあたって、共に単純定罪三段論法のポイントと要求とに注意を払っていない。彼らの推論形式は次の通りに概括できる。

（大前提）

反革命宣伝扇動罪は、反革命を目的として宣伝扇動をすすめる行為である。

（小前提）

被告（人）王学林の事件における行為は、反革命の宣伝扇動をすすめた行為である。― 附帯証明… 公共の場所に三箇の反動的、若しくは反革命的スローガンを書いたことによる。―

（結論）

従って、被告（人）王学林の行為は、反革命宣伝扇動罪を構成する。

この推論において、小前提は被告（人）王学林の行為の特徴を認定しているが、しかしそれを大前提である反革命宣伝扇動罪の構成要件と一つ一つ対照して全てが同じであるというところまで行なっておらず、*“反革命を目的とする”* という要件（との一致）が欠けている。この結果、中名辞が同一であるということが維持されておらず、*“四概念”*の論理的虚偽を犯し、誤った結論を導出してしまっている。

高級人民法院の判決及び弁護士の見解が運用したのは、単純定罪三段論法の否定式である。即ち、（次の通りである）。

（大前提）

反革命宣伝扇動罪は、反革命を目的とし、宣伝扇動をすすめる行為である。

（小前提）

被告（人）王学林の本件における行為は、反革命を目的とした行為ではない。

（結論）

従って、被告（人）王学林の本件における行為は、反革命宣伝扇動罪を構成しない。

大前提である反革命宣伝扇動罪は、「反革命を目的とする」と「宣伝扇動」との二つの不可欠の要件から構成される犯罪であり、小前提は其の要件の一つである「反革命を目的とする」ことを否定している。従って、結論は王学林の行為が反革命宣伝扇動罪を構成するということを否定することができる。

二、複雑定罪三段論法

複雑定罪三段論法とは、何らかの複雑罪名定義を大前提とし、結論として被告人某が某罪を犯したことを肯定あるいは否定する推論である。

複雑罪名定義によれば、（それが）指示する某具体的犯罪の幾つかの属性のうち、その属性の一つだけでも具えた行為は全て某具体的罪名が表明する対象となる。従って、被告（人）の行為がその属性の一つを具えていることを小前提が肯定するなら、結論は被告（人）が某罪を犯したことを肯定できる。しかし、もし被告人が某罪を犯したことを否定しようとするなら、その時小前提は必ず（被告人の行為が）それら幾つかの属性を具えた行為であることにつき一つ一つ全てを否定しなければならない。そうでなければ被告（人）が某罪を犯したことを否定することはできない。⁽²⁶⁾ここから、複雑定罪三段論法にも肯定と否定との二つの形式があることになる。

1. 肯定式

複雑罪名定義は分類判断として示しうる。⁽²⁷⁾即ちP（罪名）は $m_1 \cdot m_2 \cdot m_3$ を包括するものである。ところでこれら $m_1 \cdot m_2 \cdot m_3$ の和は前述の定罪三段論法の中名辞Mと等しいので、複雑定罪三段論法の肯定式は次のように示しうる。

（大前提）

P（罪）は $m_1 \cdot m_2 \cdot m_3 \cdots m_n$ を含む。

（小前提）

S は $m_1 (m_2 \cdot m_3 \cdots m_n)$ である。

（結論）

S は P（罪）である。

この推論形式は次のように図示できる。（図1）

この図から上述の肯定式が三段論法の公理に完全⁽²⁸⁾に符合していることを見とることができる。例えば、故意に公私の財物を毀壞する罪の定義を、故意かつ不法に公私の財物を毀滅、若しくは損壞する行為で、かつ情状の重いものである、とする。今、該定義を大前提として推論をすすめると、次の通りである。

（大前提）

故意に公私の財物を毀壞する罪は、

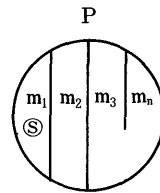
故意かつ不法に公私の財物を毀滅する行為で、かつ情状の重いもの (m_1)

故意かつ不法に公私の財物を損壞する行為で、かつ情状の重いもの (m_2)

を含む。

（小前提）

被告（人）甲某の行為は、故意（かつ不法）に公私の財物を毀滅する行為で、かつ情状の重いものである (m_1)。



（図1）

(結論)

従って、被告(人) 某甲の行為は、故意に公私の財物を毀壞する罪にあたる。

2. 否定式

複雑罪名定義によれば、(それが) 指示する某具体的犯罪は、幾つかの状況下の行為を包括したものである。そこで、もし被告(人) が某罪を犯したことを否定しようとするなら、その時小前提は(罪名定義に) 含まれている幾つかの状況下の行為の一つ一つを全て必ず否定しなければならぬ。その推論形式は次の通りである。

(大前提)

P (罪) は $m_1 \cdot m_2 \cdot m_3$ を含む。

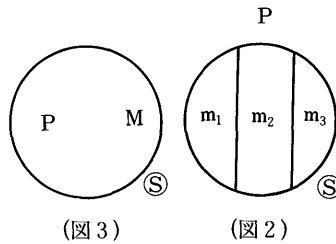
(小前提)

S (被告(人) の行為) は、 m_1 でないし、かつ m_2 でないし、かつ m_3 でもない。

(結論)

従って、S は P ではない。

このような推論形式を図示すると次の通りである。(図2)



$m_1 + m_2 + m_3 \parallel M$ であり、又罪名定義の中の被定義項と定義項とは同じであるという関係にあることから、(二つは) 外延上は相等しくなり、従って、前図は又次のように描くことができる。(図3)

この推論は明らかに三段論法の推理規則に符合しており、必然的結論を導出できる。従って、法的ケースにおいてもその応用は比較的に広汎になされる。今、呉世杰の強奪(搶却) 事件の弁護(意見) を例にとりあげてみよう。

被告人呉世杰、男、四九歳、農民。(被告人は) “文革” 中に反革命(行為) を行なったと誤解され、縛り吊るされ撲ら

れた結果障害が残り、労働能力を失った。一九八一年小春作物の収穫の後、生産隊は過去数年の口糧代金六百元の不足分が被告人によって清算されていないことを理由に、わずか小麦二百斤（kg³¹）を（彼に）分配した。被告人の一家は四人であり、生活に困難が生じた。（彼は）何度も各級指導部に意見を述べ、小春作物の口糧問題を解決することを求めた。

同年七月、県の公安・檢察・法院の三機関が人を派遣し公社の党委との検討を経て、公社の党委より公文書を送らせ、被告（人）所属の生産隊に「速やかに該家庭の小春作物の分配の実現を図るよう」指示し、並びに被告人家の口糧分についてもその具体的な配慮の方法を提示した。しかし、該生産隊は、同隊が最終決算を行っていないことと現金を支払うことで口糧に充てることを理由に、引き続き公社の決定を執行することを拒否したままであった。³² 九月五日午後、被告人は再び小春作物の口糧分の分配を要求したが、やはり認められなかった。（生産隊）隊長との間に言葉の行き違いが生じ、大変立腹して、木棒と菜刀とを用いて（食糧）保管室の門をめちやくちやに叩き壊し、小麦二四一斤を袋に詰め、保管員に量らせた後、担いで運び去った。

檢察院は強奪罪で被告人吳世杰につき公訴を提起した。

弁護士はその弁護意見の中で次のように主張した。

刑法第一五〇条の規定に拠れば、いわゆる強奪罪は、財物の所有者あるいは保管者に対し、現場において暴力を振り、あるいはその他の方法をもって、公私の財物を強奪し逃走を強行する行為を指す。強奪罪を構成するには、客観的には、必ず財物の所有者あるいは保管者に対し現場にて暴力、脅迫もしくはその他の方法を用いて強奪を実行した行為がなければならないし、主観的には、必ず不法に公私の財物を占有することを目的とする故意が存在しなければならない。ところで本件を見るに、まず被告人吳世杰が門を壊し口糧を運び出した際、（生産隊の）幹部や社員はその場に居合わせてはならず、従って生産隊幹部や社員に対して暴力を振ったり、脅迫もしくはその他の方法を用いて、いわゆる強奪行為を実行したものでない。それ故、（被告人の行為は）強奪罪の客観的面での特徴を具えていない。第二に、被告人の主観にお

いても、不法に公私の財物の占有を目的とする故意は存在していない。彼が生産隊の（保管室の）門を壊し口糧の担ぎ出しを強行した行為は誤った行為である。しかし、この事の原因は、生産隊が政策を実行せず、公社の決定の執行を拒み、故意に被告（人）を困難な状況へと追い込み、矛盾を造成し激化させたことにある。第三に、被告（人）が担ぎ去った糧食は、実際上は彼に分配されるべき糧食の一部でしかない。³⁶ 該生産隊の一九八一年の年度最終決算からみれば、被告人一家四口分は小春作物四三五斤半となる。ところが保管室より担ぎ出されたのは二四一斤であり、かつ自発的に保管員を捜し計量させ、記帳させている。これらの事実は全て、保管室より糧食を運び去った被告人呉世杰の行為が、現場において暴力・脅迫もしくはその他の方法を用いて公私の財物を強奪し逃走を強行した行為ではないことを示している。起訴状〔起訴書〕が認定しているような被告人呉世杰が強奪罪を犯したということは成立しえないことである。

（右で）本件弁護士が運用しているのは複雑定罪三段論法の否定式である。その推論形式は次のように概括できる。

（大前提）

強奪罪は、暴力的方法で公私の財物を強奪し逃走を強行する行為、脅迫的方法で公私の財物を強奪し逃走を強行する行為、其の他の方法で公私の財物を強奪し逃走を強行する行為を含む。

（小前提）

被告人呉世杰の本件における行為は、暴力的方法で公私の財物を強奪し逃走を強行した行為でないし、或いは脅迫もしくはその他の方法で公私の財物を強奪し逃走を強行した行為でもない。

（結論）

従って、被告人呉世杰の本件における行為は強奪罪を構成しない。

― 補足説明・本件について言えば、さらにすすめて無罪の弁護をなしうる。 ―

以上は定罪三段論法の推理形式の探究である。事件の処理に際して、中には定罪三段論法をまるで機械的で無味乾燥にすぎないものに変えてしまふ人々も当然存在する⁽³⁷⁾。しかし、一般に（定罪三段論法は）罪名定義の分析から生れた判断を大前提とし、各種の形式の三段論法⁽³⁸⁾を運用して推論をすすめることができ、但しその思考過程の筋道から言うならば、やはりそれは定罪三段論法なのである。従って、一般的な三段論法の模範式〔模式〕を持ち出して、複雑定罪三段論法と單純定罪三段論法とにおける否定式の推論の正確性を否認する人々が存在するが、それは妥当ではない。もし、ほぼ二千年前に形成された模範式を半歩越えることもできないままにしておくなら、それは三段論法という理論の発展にとって不利なことである。（確かに）定罪三段論法は、一般的な三段論法の公理や規則に符合するし、事件の処理や法廷弁論を含めた思考的実践においても有効かつ広汎に応用されている。ここから、（前記の人々は、）一般的な三段論法の模範式に符合しないことを根拠にして、（定罪三段論法に）否定（式）を加えることができない（と考える）。（しかし、）定罪三段論法は一般的な三段論法と同じものではなく、正にそれ（定罪三段論法）はそれ自身の特徴を有することが明らかにされている。従って、定罪三段論法につき、別に一家を立てる“ことを主張する学者も存在するが、私もそのような主張に賛同するものである”⁽³⁹⁾。

註

（一）前掲『法律邏輯学』によれば、「裁判三段論法〔審判三段論〕とは、一般三段論法とは別の何か特殊な三段論法ではなく、三段論法を裁判活動の中で具体的に運用したものである。

裁判活動の主たる任務は、一に罪を定め、二に刑を量ることである。これに応じて、裁判三段論法には、定罪三段論法と量刑三段論法との二種の形式が存在する。

いわゆる定罪三段論法とは、法律条文の規定する罪状、あるいは該罪名概念の定義を大前提とし、確実な証拠のある犯罪事実を小前提とし、さらに犯罪事実と大前提中の刑法の規定する該罪名の特徴とを対照し、もって被告人の行為が該罪を構成するか否かの結論を導出するものである。吳家麟編・前掲二註（4）一五五頁。

尚、一般三段論法と定罪三段論法との関係については、本報告結論では、前引書の中の考えと異なる考えが提示されていることに注意されたい。後出註(39) 参照。

(2) 罪名定義は、一般的には、引用される法律条文である。

ところで、「刑法とは、政権を掌握している統治階級により、本階級の利益の維持と秩序の統治の為に、国家の名で頒布された、如何なる行為が犯罪であり、該犯罪はどのように懲罰されるかということに関する法律である」。『高等学校法学教材 刑法学』一頁(法律出版社、一九八二)。即ち、刑法とは犯罪と刑罰とを規定する法律である。ところで、この犯罪とは、刑法(一九七九年公布)第十条から明らかなるように、既に、社会的危険性をもち、刑事的違法性を有し、刑罰を受けるべき、従って法の責任を負わねばならない行為である。従って、刑法とは、犯罪概念を定めた、即ち犯罪を類型化した法律であり、その「犯罪概念」を具体化した「犯罪構成」は、「(或る具体的) 行為が犯罪を構成するのに必要な全ての客観的要件と主観的要件との総和である」。前出『刑法学』九七頁。このような考え方が、「国家機関の意思が犯罪を創設することを認める考え方につながっていることに着目するならば、今日の中国の刑事法の「重大な」特色である類推規定や遡及法の承認という事態も、あながち「奇異」なことではないのかもしれない。沢登俊雄『刑法概論』九八頁(法律文化社、一九六七)、小口彦太「国家権力と刑事裁判」野村浩一編『岩波講座現代中国第一巻現代中国の政治世界』三二〇頁以下(岩波書店、一九八九)、王叔文他編『現代中国法概論』六八頁以下(法律文化社、一九八九)。

又、このような犯罪構成理論及び定罪問題と同理論にとり込むことなど、これ又ソビエト法学の影響を考えなければならぬ。何秉松「蘇聯犯罪構成理論的歴史と現狀」法学研究一九八五—一、八九頁以下、王勇「定罪根拠論」法学研究一九八九—四、二八頁以下。

尚、「犯罪構成」の一般的要件については、具体的に、周光明報告七本稿二〇〇頁を参照されたい。

(3) 刑法第九二条には「政府の転覆、国家の分裂を謀った者は、無期懲役(徒刑)または十年以上の有期懲役に処する。」と規定されているが、本文は論者によって考えられた架空の罪名定義と理解してよからう。

(4) 前掲註(2)で指摘した、各種の犯罪を構成する具体的要件であり、犯罪に應じて異なってくる。

(5) 三段論法において、大前提、小前提に共通に含まれていて結論には含まれていないものを「中名辞」と言いMで表わす。中国ではこれを「中項」或いは「中詞」と称する。末木ほか・前掲二註(7)『知の根拠としての論理学』六四頁。同二註(4)『法律邏輯学』一三三頁。

(6) 三段論法においては、大前提と小前提とに含まれている「中名辞」の他に、結論の主語であつて小前提に含まれている「小名辞」(S)と、結論の述語であつて大前提に含まれている「大名辞」(P)との、三つの異なる概念が存在する。その形式を示

せば、

$$\begin{array}{c} P \\ \text{---} \\ M \\ \text{---} \\ S \\ \text{---} \\ S \\ \text{---} \\ P \end{array}$$

となる。

この時、大・小前提に含まれている中名辞は、概念上近似或いは全く同じでなければならぬが、これがそうではない時、四つの異なる概念が出現することになる。これを「四概念錯誤」或いは「四名詞錯誤」と称す。前註『法律邏輯学』一三五頁。

ところで、同書一五五頁に、「三段論法の第一格を裁判格（審判格）と称す。」と言い、本報告結論部分でも、定罪三段論法は、三段論法の第一格であることを前提とした議論が展開されている。そうであるなら、本文の推理式の例文における大前提は、「〇〇罪は、××の特徴を有する行為である。」という形ではなく、「××の特徴を有する行為は、〇〇罪である。」という形でなければならぬ。（以下の例文も同じ。）勿論、定罪三段論法の大前提である罪名概念の定義において、定義項と被定義項とは、その外延が全く同一であることから、その主語と述語とを入れ替えても論理的には同じであると論者において考えられているのかもしれないが、議論に厳密さが欠けるという印象は否めない。

(7) 定罪三段論法において、否定式が成立するということが、定罪三段論法と一般三段論法との異同、及び前者の特質如何という問題を生み出すことになる。この点は後に詳述する。前掲註(一)及び後出註(39)参照。

(8) 刑法第一〇二条には「反革命を目的として、以下に記載する行為の一つを行なった者は、五年以下の有期懲役、拘役、管制または政治的権利剥奪に処する。……(2)反革命のスローガン、ピラまたはその他の方法によって、プロレタリアート独裁の政権および社会主義制度の転覆を宣伝し、扇動した者。」と規定されている。

(9) 人民公社社員。

(10) 信用協同組合。信用合作社に同じ。尚、景県という地名は河北省衡水地区に存在するが、市の名としては存在せず、又景市が郷（町村）の名称だとすれば、今その地を特定できない。

(11) 帝政期、罪人は法官の前で跪坐させられたように、中国において、この姿勢は現在でも或る文化的意味をもっていると思われる。訳者は、先年偶々、父親が息子を跪坐させて叱責しているところを目撃し、中国文化の歴史的長ささと深ささとに対し、或る種の感慨を懐いた想い出がある。

(12) 供銷合作社。購買販売協同組合。『中日經濟法律辞典』七〇頁（日中經濟協會、一九八七）。

(13) 人民檢察院による公訴の提起については、刑事訴訟法（一九七九年公布）第九五条に規定されている。一般に「起訴書」には、次のことが記載される。最初に文書を作成した人民檢察院の名称、文書名称、文書番号を記した後、被告人の身分等の基本的状況、例えば、姓名・年齢は当然として、過去の刑事処罰の有無、拘留、逮捕された年月日などが記され、次に案件がどのような

(14) 過程を経て起訴に到っているか、即ち、如何なる公安機関により捜査がなされ、何時檢察院へ移送されたかを記し、さらに犯罪の事実と証拠、そして起訴理由と根拠となる法律という起訴書の核心的内容を記し、末尾に「此致××人民法院」と書き、出廷の檢察長あるいは檢察員の姓名（助理檢察員の場合は、代理檢察員の姓名）、文書作成の年月日を記し、檢察院の印を押し、さらに付属文書を付けることになる。『大專法律專業教材 司法文書写作教程』一五九頁以下（中国政法大学出版社、一九八七）。中国の裁判手続きは、二審終審制である。中級人民法院は、各省・自治区内の地区、直轄市内、省・自治区管轄の市、自治州に設置されており、これが第一審裁判所となる事件は、①反革命の事件、②無期徒刑又は死刑を科す一般刑事事件、③外国人の犯罪又は中国の公民が外国人の合法的権利を侵した刑事事件等である。人民法院組織法（一九七九年公布、八三年、八六年改正）

(15) 第一条、第二三条、刑事訴訟法第一五条。
 原文では「被告」と表記されている。以下同じ。このような「被告人」と「被告」との用語の混用は、他の箇所、他の報告でも見られることから、特に区別して用いられているものではないと思われる。但し、民・刑事訴訟法関連教科書等では、参照したものは限られているが、民事では「原告・被告」、刑事では「被告人」という語が用いられているものもある。

(16) 第一〇二条二項については、前掲註(8) 参照。ところで、第二三条は、共犯における正犯の規定であり、第五十条は、剝奪される政治的権利を列挙した規定である。従って、ここは第五一条、第五二条及び第六三条の規定のいずれかを引くのが適当と思われる。誤字等のあることが疑われる。因みに、第五一条は、「政治的権利の剝奪の期間は、本法第五三条に定めるほかは、一年以上五年以下とする。……」、第五二条は、「反革命分子については政治的権利の剝奪を付加しなければならない。……」、第六三条は、「罪を侵したのち自首したものは、軽きに従い処罰することができる。……」という規定である。

(17) 刑法上の主刑は、①管制、②拘役、③有期徒刑、④無期徒刑、⑤死刑に分けられる。このうち、拘役とは、15日以上6ヶ月以下の労働を伴う拘役刑であり、その執行機関は公安機関である。刑法第二八条、第三七条、第三八条。尚、「拘役刑」については、中国では、従来からその廃止を含めて議論がなされてきている。鄧又天、鄧修明「論拘役刑の存与廢」法学研究一九八九一四、二二頁以下。又、「拘役」を「拘留」と翻訳するものが時に見られるが、中国刑法第四一条で、逮捕前の人身拘束を「拘留」と表記して規定しているので、用語の混乱を避ける為には、この訳語は適当でないと考える。因みに類似の用語である「羈押」は通常「留置」と訳される。前掲三註(22) を参照せよ。

中国では、労働を通じて犯罪者を健全な市民に改造するという考えが、犯罪者処遇の中心思想である。従って、労働を伴わない身体を拘束するだけの刑を認めないところに、その特色を見ることができよう。劉智「論劳改工作方針的科学性」法学研究一九八一五、三七頁以下。

(18) 刑法第五〇条に規定された剝奪される権利とは、①選挙権および被選挙権、②憲法第四五条に定める各種の権利（老齢、疾病ま

- たは労働能力喪失の場合に、国家および社会から物質的援助をうける権利、③国家機関の職務を担当する権利、④企業、事業単位および人民団体の指導的職務を担当する権利、である。
- (19) 高級人民法院は、各省、自治区、直轄市に設置される。人民法院組織法第二六条。
- (20) 上訴において、被告人側からするものを「上訴」、檢察院からするものを「抗訴」と言う。刑事訴訟法第二二九条、第一三〇条。
- (21) 刑事訴訟法第二六条によれば、弁護権を行使できる者は、①被告人、②弁護士、③人民団体又は被告人の所属単位が推薦する市民、又は人民法院の許可をうけた市民、④被告人の近親者、監護人である。尚、監護人とは、被告人に対し保護の責任を有する市民もしくは単位の代表である。ところで、弁護士が、被告人の為に十分な弁護活動を行なうことは、制度上、国家利害を優先させなければならぬ弁護活動の目的からして、事実上困難であるという指摘のあることに注意しなければならない。西村則夫「中華人民共和国」宇津呂英雄編『アジアの刑事司法』九九頁（有斐閣、一九八八）、小口・前掲註(2)、「国家権力と刑事裁判」三二五頁以下。張韜・陳衛東「論辯護律師參加刑事訴訟的時間」法学研究一九九〇—二、四三頁以下。
- (22) 弁護意見は、通常法廷弁論段階において口頭でなされる。このような口頭でなされる意見を、中国では「××詞」という。例えば、弁護意見は、従って「辯護詞」という。後出七註(37)も参照されたい。
- (23) 市民の平素のイデオロギーの傾向が監視され、それが量刑や行刑においても重視されていることを窺わせる。
- (24) 中国の「老百姓」にとつて、「宗族的連帯」と「面子」のもつ心理的強制力が、依然として彼らの行動の重要な契機になっていることを窺わせる。
- (25) 前掲註(17)で触れたように、中国では、労働を通じて犯罪者を改造することが基本思想であり、従って矯正施設は、労働改造機関と呼ばれ、未決囚の為の看守所、既決囚の為の監獄、労働改造管隊、少年犯の為の少年犯管教所が設けられ、國務院司法部労働改造工作管理局及び各省・自治区・直轄市の地方労働局によつて管轄されている。労働改造条例（一九五四年公布）、西村・前掲註(21)「中華人民共和国」一〇五頁以下。尚、中国には、素行不良者等に対する公安機関による一種の行政処分（尚かつ、司法的コントロールの及ばないもの）として、「労働教養」なる制度が存在し、三年から四年の間「労働教養機関」に彼らを受容し、強制労働をさせ、各種教育を行なっている。「人權」問題にとつては、こちらが重大な問題を孕んでいることが指摘されている。「労働教養に関する決定」（一九五七年公布、八〇年再公布）「労働教養に関する補充規定」（一九七九年公布、八〇年再公布）「逃亡あるいは再犯した労働改造犯および労働教養処分者の処理についての決定」（一九八一年採択。前出西村、八八頁。小口・前掲註(2)）「国家権力」三二八頁以下。尚、一九九〇年五月三日NHKスペシャル「告白、迷路者、上海労働教養所」なる番組が放送されている。訳者は視ることができなかったが、題名から後者の「労働教養機関」を対象としたものと思われる。

- (26) ここまできて、定罪三段論法における「単純(簡單)」と「複雑」との区別は、単純命題と複合命題との区別に基づくのではなく、罪名定義に含まれる複数の要件が、「連言」であるのか、「(非排反的)選言」であるのかに基づくと考えられるが、訳者には依然として判然としない。
- (27) 「分類判断」とは如何なる判断を言うのか、本文から理解できる以上には、訳者には不明である。但し、ここでいう「分類」とは、ラドナーの言う「定義図式」的分類に近いと考えられる。リチャード・S・ラドナー『社会科学の哲学』四六頁以下(培風館、一九六八)。尚、後出周報告七本稿二二頁でも論じられている。
- (28) M類がP類に含まれる時、全てのMはPであり、S類がM類に含まれる時、全てのSはMである。従って、S類は必然的にP類に含まれる、という公理第一格AAA式である。前掲二註(4)『法律邏輯学』一三三頁以下。末木ほか・前掲二註(7)『論理学』六五頁以下。
- (29) 原文は「毀滅」となっているが、推理式の展開から、ここは「毀壞」に改めた。
- (30) 前提の一つが否定である時には、結論は否定でなければならない、という規則。前掲二註(4)『法律邏輯学』一三九頁以下。同二註(7)『論理学』七四頁。
- (31) 斤は、公制では1kg、市制では0.5kg。従って、この二百斤は、公制ならば200kg、市制ならば10kgとなる。
- (32) 公・検・法の三機関は、刑事訴訟を行なうに当たって、責任を分担すると共に、互いに協力し合うことが求められている。刑訴法第五条。ところで、中国では、民事紛争の適切な解決が重大な犯罪を予防することになるという考えがある。石太有「發揮人民調解的第一道防線作用」法学研究一九八二・五、一二頁。大衆組織である人民調解委員会や治安保衛委員会等がその前線となるが、これらの監督・指導は、党及び公・検・法の三機関が担っている。従って、何らかの紛争の解決が、これらの機関の話し合いによって刑事事件になる以前に図られるという事態は大いに予想される。しかし、それが如何なる法律に基づき、如何なる手続きでなされるのか、訳者には不明である。
- (33) 主食面について、都市市民には固定量の配給があるが、農民については「自耕自食」とされており、又医療・保険等の社会保障も都市市民に比べ農民は格段に低い水準におかれていることから、本文のような事態が被告人の生活に与えた打撃は、想像するに難くない。菱田雅晴「現代中国における社会移動」、大和田滝恵「拡大する中国の経済格差」、宇野重昭編『岩波講座現代中国第3巻 静かな社会変動』第五章、第九章(岩波書店、一九八九)。
- (34) 第一五〇条「暴力、脅迫またはその他の方法で公私の財物を強奪した者は、三年以上十年以下の有期懲役に処する。……」
- (35) 毛沢東の提起した「敵我矛盾」と「人民内部矛盾」との区別が刑法理論に取り入れられた為か、中国では、「矛盾」が「対立」「争い」といったニュアンスで日常的に使われているように思われる。

(36) 既に分配されている分を勘案すれば、分配されるべき量を超えて、「一部分」とは言えなくなる。後出の決算量に誤記があるか、論者の理解に誤りのあることが疑われる。

(37) 例えば、前掲二註(4)『法律邏輯学』には、定罪三段論法において、次のことが指摘されている。即ち、大前提是法律条文であることから、主に法律条文の理解をめぐって問題が生ずるのであり、その理解に誤謬があれば定罪においても誤謬が必然的に発生することである。さらに、法律条文は規範様相判断で表現されることから、異なる規範様相概念に応じて、正確な規範様相三段論法を用いなければならないことが指摘されている。(一五九頁以下) ここで規範様相概念として「可以(してよい)」、「應當・必須(すべし・しなければならない)」が例として挙げられていることから、規範様相論理とは義務論理のことと考えられる。以上から、定罪三段論法が機械的になしうるとは考えられていないことは、確認できよう。規範様相判断については、『法律邏輯学』一〇七頁以下を参照せよ。尚、前掲註(2)王勇論文(特に二九頁以下)も参照されたい。

(38) 定言〔直言〕三段論法、假言三段論法、選言三段論法、ディレンマ〔二難推理〕がある。
(39) 前掲註(1)(7)と関連して、ここで否定式の問題を紹介しておく。

既に、定罪三段論法は定言三段論法の第一格であると考えられていることは紹介した。(前掲註(6)) この第一格にはその特殊規則として、①大前提は必ず全称命題でなければならない、②小前提は必ず肯定命題でなければならない、が存在する。従って、規則②を定罪三段論法にも適用するならば、その否定式は成立しないことになる。しかし、通説では、大前提の罪名概念の定義は、定義項と被定義項との外延が同一であることから、即ち主語、述語ともに周延していることから、小前提が否定命題(判断)であっても、大名辞不当周延の虚偽は生じない為、必然的結論を導出できることを根拠に、否定式を認めている。前掲二註(4)『法律邏輯学』一五五頁以下。尚、末木ほか・前掲二註(7)『論理学』七六頁を参照せよ。

七 いくつかの法廷〔法庭〕弁論証明方法をめぐって

周 光明

法廷弁論証明方法は多種多様であり、複雑多岐であるので、本論でその全てを論ずることはできない。従って、論じられるのはそのほんの若干のものにすぎない。

(一) 法廷弁論における情況分別証明〔分情況証明〕と多側面証明

一、法廷弁論における情況分別証明

法廷弁論中の情況分別証明とは、或る犯罪の全ての構成要件につき逐一証明を加える方法である。

犯罪を構成するものは一連の要件の総和である。一つ一つの犯罪は、各々相異なる具体的要件を有している。しかし、総じて言えば、いかなる犯罪もそれが成立するには、全て必ず以下の四つの要件を具えねばならない。^①

第一、犯罪の客体。即ち、我國の刑法が保護するものであって、犯罪行為によって侵犯される社会主義社会關係。

第二、犯罪の客観的側面。即ち、人の行なうもので、社会に危害を与える行為。

第三、犯罪の主体。即ち、法の定める責任年齢に達しており、責任能力―自己の行為を認識し支配する能力―を有した、社会に危害を与える行為を実行する人。

第四、犯罪の主観的側面。即ち、行為者の主観における罪過―故意あるいは過失―の存在。

情況分別証明とは、以上の四つの側面につき分別して証明をすすめて犯罪が成立するか否かを確定するものである。もし或る行為が某犯罪の全ての要件を具えていることが証明されたなら、その時該行為が某犯罪を構成するといふ（認定）は成立することが認められる。もし或る行為が（某犯罪の）全ての要件（を具えていること）を証明できないなら、その時該行為は某犯罪を構成しない。

刑法の各則〔分則〕では、全ての犯罪の構成要件について皆比較的具体的に規定されている。例えば、刑法第一二五条は集団生産破壊罪を規定するが、明文は該犯罪を構成する次のような要件を指示している。①破壊行為の実行、②破壊される（対象）は集団生産、③破壊の方法は機器設備の損壞、役畜の殺害、あるいはその他の方法、④（行為者の）主観において鬱憤晴し、報復、あるいはその他の個人的目的が存する。

我々が、或る集団生産破壊罪につき情況分別証明をすすめる時には、該犯罪の要件の一つ一つにつき証明を加えてゆか

ねばならない。これらの要件を逐一証明しえた時のみ、該犯罪が必然的に成立する。

法廷弁論における情況分別証明と一般的な情況分別証明とは区別される。一般的な情況分別証明は假言連言推理⁽³⁾の形式をとって証明がすめられるものであり、その証明過程は次のようになる。

Pを証明せよ。

証明： q_1 かつ q_2 かつ…… q_n 。

もし q_1 ならばPである。 q_2 ならばPである。…… q_n ならばPである。

ゆえに、Pである。

法廷弁論の情況分別証明は完全帰納推理⁽⁴⁾の形式で証明がすめられるものである。その証明過程は次のようになる。

Pを証明せよ。

証明： S_1 はPに符合する。 S_2 はPに符合する。…… S_n はPに符合する。—— $S_1 \cdot S_2 \cdot \dots \cdot S_n$ はPを構成する全ての要件。——

ゆえに、SはPである。⁽⁵⁾

ここで、Sは或る罪の構成要件を表し、Pは何らかの犯罪を表す。

仮に、我々が某甲に収賄罪〔受賄罪〕ありということを証明しようとするなら、刑法第一八五条の規定する収賄罪の要件について一つ一つ証明しなければならぬ。即ち、次のことを証明する必要がある。①某甲は国家公務員〔国家公作人員〕⁽⁷⁾である。②某甲は職務上の立場を利用した。③某甲は一定額の賄賂を收受した。④某甲の主観上故意があった。以上一つ一つの要件が全て証明された時のみ、某甲が収賄罪を犯したことを完全に証明できる。

情況分別証明は完全な帰納推理の方法を使用することから、その証明は十分に成立しうるものである。

犯罪の構成要件を証明する際、それが犯罪主体の時、一般に調査という方法を探って証明できる。例えば犯罪主体の年齢とか、国家公務員であるかどうかということなら、実地調査を行なうことで容易に証明が得られるので、論理的証明をすすめる必要はない。犯罪の客体、犯罪の客観的側面、及び犯罪の主観的側面については、一般には犯罪事実の特徴を用いての証明、即ち論理的証明を与えることになる。

情況分別証明をすすめるには、以下の二点に注意しなければならない。

第一、一つ一つの証明のテーマは、必ず犯罪の構成要件であること。もし証明されたのが犯罪の構成要件ではなく、その他の事実的特徴であるなら、その時、(それは)若干の事実の特徴を証明しえるとしても、某犯罪を構成することを証明することはできない。

第二、必ず某犯罪を構成する全ての要件を証明しなければならず、一つでも欠けてはならない。要件のうちたった一つでも証明されていないなら、某犯罪は決して成立しない。

情況分別証明は、又被告(の行為)が某犯罪を構成していないことを証明することもできる。その証明過程は次の通りである。

Pではないことを証明せよ。

証明： S_1 はPに符合しない。 S_2 はPに符合しない。…… S_n はPに符合しない。— $S_1 \cdot S_2 \cdot \dots \cdot S_n$ はPを構成する全ての要件。—

ゆえに、SはPではない。

本来なら(即ち、論理的には)どれか一つの要件だけでも某犯罪の構成要件に符合しないことを証明しさえすれば、否定(の証明)をすすめられる。しかし、時に証明力を強める為、前述の方式で否定(の証明)がすすめられることもある。

二、法廷弁論における多側面証明

法廷弁論の重要な組成部分となるものは、案件（訴訟事件）の客観的事実を証明することである。各々の案件は、全ての側面（統一）（「整体」）をなしており、この全体は多くの側面（「方面」）から有機的に組成される。全体を組成する一つ一つの側面は、全て案件の性質を表現したものである。従って、うまく証明をすすめ、証明力を強める為には、各々の側面から理由を提示して証明をすすめなければならぬ。ここに多側面証明方法が求められることになる。多側面証明とは、案件の各々の側面が表現している特徴を使って、案件の性質、或いは何らかの重要な本質的特徴などを証明する方法である。

例えば、或る殺人事件の第二審の法廷弁論において、弁護人は上訴人―第一審の被告人―が殺人罪⁽⁸⁾を犯しておらず、ただ傷害罪を犯したにすぎないことを証明する為に、（以下の如き）多側面証明の方法を採用した。

（弁護人による弁論。尚、弁論から知れる事件内容をあらかじめ略記しておけば、即ち、上訴人弓某と被害者邵某とは内縁関係⁽⁹⁾にあり、一九八〇年七月十一日上訴人が被害者に暴力をふるい、頭部を金づちで殴って傷を負わせた、ということである。）

1. 上訴人と被害者との情愛関係からみて、上訴人が邵を殴ったことに殺人の意図はない。

上訴（人）と邵とは相愛であること八年、まるで夫婦のようであった。一九八〇年七月初、「不和」が生じていたが、しかしそれは一時的な「誤解」にすぎなかった。七月三日夜、二人が口論した後、上訴人は実際に刀を執って傷つけるふりをして言った。「もし心変わりしたなら、すぐ俺の手にかかって死ぬことになるぞ」。しかし、それは第一審が確定した様子とは異なり、「不和は日々激しくなり」「刀を執って脅した」というものでは決してなかった。何故なら、そこには別の重要な状況が存在しており、第一審の考察は（その点で）疎略である。例えば、その時邵はベッドに横たわっており、上訴人が刀を持ったのを見て、「ここへ来て突きなさいよ」と言っており、又「そんな冗談はやめなさいよ」とも言ってい

る。当夜、二人には三回の悶着が発生していた。しかし、明らかなことは、当時において、上訴人が邵を「誤解」していることもあったが、邵の側でも上訴人に対する行き違いがしょっちゅう生じていたのである。但し、二人の情愛の絆は、結局のところは大変強いものであった。以上から、(第一審が)上訴人の一時の「冗談」を「不和の激化」と捉え、「刀を執つて脅した」ことから上訴人に「以前から邵を殺そうとする気持ちがあった」ことを推論し、「殺人」と判決する為の伏線としたことは、事実と符合しない。

七月十一日に至り、上訴人は邵をなぐることになるが、これも情愛の「決裂」により、ついに「恨みを抱いて殺す」ことになったものでは決してない。その真の理由を求めるならば、(それは)当時の二人の心に共に「不満」が存在していたことによる。邵の側でも、彼女は自分と上訴人とは既に心は夫婦も同じと思っていたのに、あるうことか「心変わり」の疑いを故なくかけられ、「だました」と批難された結果、「くやしい」思いをし、「不満」を抱いていた。そこで数日ふくれっ面を続け、「常々すぐに感情を表に出す彼の癩癪持ちを改めさせよう」と決心した。一方上訴人の方では、自分と邵とは「相思八年」の仲であり、「誤解」もあつたとは言え、すぐに「仲直り」してきたと思つていたところ、「出て行け」と追い出されてしまった。その結果、「馬鹿を見た」ような気になり、腹を立てていた。正に、当時の二人は、共に気まじめな情愛は内に秘めたまま、外に表れたのは却つて相手に解りにくい一時的な「怒り」であつた為に、互いに対立していた。

さらに不幸なことに、上訴人は結局「腹の虫がおさまらず」、とうとう金づちを執つて打ちかかり「気持ちをおさめよう」とした。その犯罪の動機を調べるなら、それは「八つ当たり(うつぶん晴し)」であつて、「恨み憎しみ」ではない。

2. 上訴人が邵を殴つた具体的情景をつなぎ合わせるならば、これ又上訴人に邵を殺す故意がなかつたことを示すことができる。

上訴人が手を下した時、邵に対し、「お前を殴つて、病院に送つてやる」と言っている。このことは、明らかに彼が邵

を殴った目的が「殺す」ことではなかったことを示している。その時現場には弓と邵との二人だけであったし、（両者の）体力はかけ離れている。邵は殴られた後、「誰か来て」と叫んだが、結局終始孤立無援であった。（従って、）もし上訴人が本心に邵を恨んでいて死んでも構わないと考えたのなら、金づちで殴り殺すこともできたし、刀で切り殺すこともできた。それどころか首を絞めさえすれば、やはり殺すことができたのである。しかるに（実際の）結果はどうであったか。

上訴人は数回殴って、「邵の頭から血が出ているのを見て、すぐに手を止めました」。「血を見て殴るのを止める」ことは、彼に邵の命を奪おうとする故意がなかったことを有力に示している。上訴人のこのような客観的行動と、「私達はとても仲が良かった。彼女を殴り殺す気などなかった。」「殴ったのはうっぶん晴しの為です。」という彼の主観的意思とはびつたり符合している。同じく、「私達はむしろ愛情があった。彼は決して私を殴り殺せない。」という被害者の証言も事実を明している。従って、上訴人が殴った情景から、彼が殺人罪を犯したことを認めるには、その根拠がない。

3. 上訴人が邵を殴ったその強度からみても、上訴人には邵を傷つける故意だけがあったことを示しうる。

起訴状（起訴書）と第一審判決とは共に、上訴人が命を奪える道具である金づちを用いたこと、邵の致命的な身体部位を殴ったことを取り上げ、そこに上訴人が「殺人」を犯したという結論の根拠を見出している。

（このことにつき、）我々は次のように考える。一般的に言えば、致命的な道具で致命的な身体部位を打撃することは、殺人の故意を認定するのに重要な意味をもつ。しかし、そのことはただそれだけで殺人と傷害とを区別する絶対的な基準とすることはできない。（殺人と認定するには）やはり事件の（様々な）状況を結び合わせて具体的な考察をすすめるなければならない。上訴人は「金づちで頭を殴」っているとは言え、病院が証明しているのは次のことである。邵の頭皮には8ミリの挫傷がある。骨折はない。頸部に擦過傷がある。左胸に挫傷がある。左肘に擦過傷がある。「意識ははっきりしており、言葉も流暢である」。（ここから）明らかなのは、邵はただ軽傷をうけたということである。病院では数針縫っただけで、十日後には勤務に出ている。従って、上訴人は致命的な道具で邵の致命的な身体部位を殴ったとは言え、その強

さは彼が手を下した時に邵を殺す意思がなかったことを示しうる。以上から、上訴人が犯したのは傷害罪であると認定すべきである。

4. 上訴人の犯行時の態度から示しうることも、上訴人が邵を殴った(心理状態)は、愛しているから生きてほしい”ということであって、“恨んでいるから死んでもらいたい”というものではない。

上訴人は、“血を見て殴るのを止め”、邵の為に“血を拭き”、“頭に包帯をして、衣服を換え”、一刻を争って病院へ運び、そこで待っていた。事件のその他の情景と考え合わせれば、上訴人が邵を殴ったのは“傷害”の故意である可能性が大きいことを示している。

(以上の) 本件の弁護人の証明は非常に説得力がある。その理由は次のところにある。即ち、事件内容が一つの統一的全体として示されており、その事件の本質は何であり何でないのか、その相違した側面の全てが示されている。このように相異なつた側面の全てに証明が与えられていることが、当然にその証明力を強める作用を引き出しえているのである。

多側面証明の方法を採用する際には、次の三点を注意しなければならない。

1. 選択された各々の側面と証明されなければならない(事案の) 主側面との間に内的連関が存在しなければならない。
2. (証明された) 諸側面の間には必ず協調的一致がなければならない。各々がそれぞれ別々のことを示し、相互に無関係であつてはならないし、又相互に相反したり、相矛盾したりするものであつてはならない。
3. (証明された) 諸側面は、相対的に(事案の) 主側面の各々を網羅している必要がある、そのどれかが欠落してはならない。もし欠落していれば、その証明力は不足することになる。

多側面証明と情況分別証明との間には密接な連関があるが、しかし両者には相違もある。凡そ情況分別証明であれば、その全てが多側面証明に属する。しかし、多側面証明の全てが情況分別証明なのではない。多側面証明の中に、犯罪の構成要件を証明するだけのものがあり、これだけが情況分別証明である。言えることは、情況分別証明は、多側面証明の特

殊な一種であるということである。これら両者が異なった証明方法であることを明らかにすることは、法廷弁論の証明力を強めることに裨益するところ大である。

（二）法廷弁論における補強証明〔印証〕と特殊事実についての証明

一、補強証明

法廷弁論において、或る人が有罪かどうかを証明しようとする時、直接証拠と間接証拠^⑩とを結び合わせて、相互に補強させて証明をすすめる必要がでてくる。間接証拠だけを使って証明をすすめようとするれば、尚さら（それらの間で）相互に証明を補強することが必要となってくる。

法的証明においては、案件事実が或る証拠で証明されたとしても、さらに別の証拠でも証明されることが必要とされ、その時やつと（該事実の）真実性は信頼できるものとなる。別の証拠を用いて、或る証拠が証明した案件事実を補助的に証明する方法、これを補強証明という。例えば、或る犯人が過去に犯した自分の罪行を自供して、去年の夏の或る夜、或る所で若い女性を強姦したと語ったとする。彼の自供が事実かどうかは、さらに別の証拠で補強証明される必要がある。仮に、甲某が去年の夏の同じ夜に、該地附近を通り過ぎようとした際、該所から助けを求める女性の声を聞いた、と公安局に届け出ていたとする。さらに又、乙某も、当夜若い女性が現場から逃げ去るのを目撃した、と届け出ていたとする。甲・乙の届け出ていた情況が、もし時間も場所も共に犯人の自供と一致していた時、彼らの届け出は該犯人の自供した事実を補強証明することになる。時ここに到って、犯人の自供した犯罪事実は信ずべきものとなる。

この例が示すように、仮令直接証拠であっても別の証拠で補強証明される必要がある。正にこのような理由から、我が国の現行刑事訴訟法は、被告人の供述だけがあり、他の証拠が存在しない時には、犯罪を認定し刑罰を判示することはできない旨を規定している。^⑪

司法実務においては、間接証拠によって完全に証明されるような案件もある。しかし、そのように間接証拠によって案件の或る事実が証明された時、もしそれがたった一つの間接証拠によるものであつたら、説得力はなくなる。というのも、案件の或る事実を証明しようとするには、必ず一連の間接証拠を用いて証明しなければならぬからである。もし（それら一連の間接証拠から）どれか一つの証拠を取り出したならば、それは全てせいぜい（事案の）一つの糸口にしかすぎず、よくて一つの可能性を示しうるだけであり、案件の或る事実を証明することはできない。従つて、法的証明は単独証明を避けることを要する。補強証明は単独証明を免れる為の不可欠の方法である。我々が法廷弁論において一つの間接証拠で案件の或る事実を証明することになつた時には、その他の間接証拠を引き合いに出して補強証明をすすめ、それらの証拠を相互に補強させ、証拠の網を作り出さねばならない。こうなると案件の或る事実は容易に証明される。⁽¹²⁾

例えば、一つの殺人事件をとりあげてみよう。被告人張某は妻の林某と長く不仲であつた。何度か離婚話を持ち出してみたが成立しなかつた。とうとう妻を殺して縁を切ろうと決心した。或る深更、被告人は妻の心臓病の発作に乗じて、彼女を扼殺した。（この事案で）⁽¹³⁾ 公訴人は死体の検証記録（勘検筆録⁽¹⁴⁾）の記載事実を根拠として、被害者が外からの力で頸部を圧迫され窒息死したことを指摘した。即ち、（その記録とは）被害者の右手食指の爪の下に少量の血痕があつたが、化学検査の結果それは人血であり、血液型はO型であつた。死者の血液型はA型であつた（⁽¹⁵⁾ というものである）。被告人の左手の甲に三箇所引つ掻き傷があり、彼の血液型は鑑定の結果O型であつた。同時に、公訴人はさらに次のような証拠を使って補強証明をすすめた。彼が明らかにしたのは、生産大隊の幹部が公社の派遣した公安員に対して林某の死因がはっきりしないと報告したのを知つた後、被告人はあわてて密かに逃亡した、という事実である。（又）張某の五軒の隣家が、張某夫婦の關係は長い間不和であり、いつも喧嘩が絶えず、張某は今まで何度も離婚を持ち出していたことを明らかにした。⁽¹⁶⁾ これらの証明は、（それぞれが補い合つて、公訴人の主張の）説得力を疑いもなく高めている。

補強証明という方法を用いる際には、循環論証の誤りに注意することが肝要となる。例えば、仮に甲が某時某所で共同

で犯罪を行なったと自供し、乙も又彼が甲と一緒に同じ時、同じ場所でこの犯罪を行なったと自供したとする。もしその他に何らかの証拠による補強証明が存在しないなら、甲・乙二人の供述だけに基づいてこの事件に決定を下すことになるが、この時、循環論証がでてくる。この際の循環論証とは、甲の自供内容を信ずることができるとは、乙がその（内容の）ような自供を行なっているからである。では乙の自供内容は何故真実と考えられるのだろうか。只、甲の自供が真実だからである、と言う以外にはない。（ここに論証の循環が生じている。）循環論証は論理的誤謬の一つである。循環論証とは、論拠の真実性が逆に論題の真実性に依存するものである。道理から言って、論拠とは論題を証明する為のものであるから、それ自身の真実（性）は論題に依拠することはできない。もし論拠自身の真実性が論題に依拠することになれば、当の論題は自分で自分を証明するに等しい。その結果は何も証明していないの（と同じ）である。我々が補強証明を用いる際には、このような誤りを犯すことを避けなければならない。確かに、複数の被告人の供述が一致することは、案件の事実を確定することに対し、大きな役割を果たす。しかし、何人かの被告人の間で事前・事後の口裏合せや、共謀がなされたこと（の可能性）を排除できない時、又取り調べの際に、自白を強制したり、自白内容を示し自白を誘導すること（の可能性）を排除できない時¹⁶、さらに又（被告人等の供述の）偶然の一致という可能性を排除できない時、その何人かの被告人の供述を相互に補強証明させてはならない。さもないと、循環論証の誤りを生じさせてしまい、誤判をつくり出してしまふことになる。

二、特殊事実についての証明

定罪三段論法の小前提は、少なからざる場合、たいてい特殊事実により証明されるものである。特殊事実を反映した判断¹⁸は、一般的には全て単称判断である。我々は、単称判断はその証明が決して難しいものではないこと、それが特称判断¹⁹や全称判断の証明に比べるなら極めて容易であることを知っている。ここで我々は主に二種類の特殊事実証明の方法について論ずるつもりである。一つは、傍証を用いて特殊事実を証明する（方法）である。他は、或る特殊事実を別の特殊

事実を用いて証明する（方法）である。今、以下でその各々を論じよう。

1. 傍証を使った特殊事実の証明

一般的に言つて、法廷で弁論を行なう双方は共に、被告人の犯した事件の具体的情景の一つ一つを自分で見ることはできない。（従つて、）彼らが或る具体的情景の真实性を証明しようとする時には、自分で見聞きした直接的事実⁽²⁰⁾に依拠して証明することはできない。しかし、他の人が自分の目で見たことに依拠して証明することはできる。犯罪者が犯罪を行なつた際に、他人に目撃される可能性はある。このような目撃は、犯罪者が犯罪を行なつたという事実を証明することができる。これが形式論理で言う傍証を用いて証明をすすめる証明方法である。ここで、証明のテーマは、過去に発生した或る事実である。その論拠となるのは、他の人が自分で見たものである。（従つて、）明らかに、そのような証明の信頼性は、証人自身が見たことの信頼性によつて決される。証拠学⁽²¹⁾で講じられる、証人の証言を用いてすすめられる証明は、形式論理の観点からすれば、一種の傍証を用いて証明をすすめる方法⁽²⁰⁾である。例えば、或る流氓械斗⁽²²⁾事案の法廷弁論において、被告人の一人である王某は自ら弁護を行なつて、彼は流氓械斗に参加してはおらず、ただ双方の械斗を止めに出かけただけである、と主張した。この時、公訴人は、甲・乙・丙という、流氓械斗の過程の全てを目撃していた三人の証言を用いて傍証をすすめた。公訴人は、甲・乙・丙の三人全てが異口同音に、王某は流氓械斗に参加していたのみならず、木の棒で朱某の脚をなぐつて負傷させたと言つている、と主張した。

公訴人が証人の証言を用いてすすめた右の傍証は、完全に王某による犯罪事実の存在を証明することができる。

傍証を用いて特殊事実を証明する際には、必ず証人の証言の真实性如何の問題に注意しなければならぬ。証人の証言の真实性の程度は、彼の政治的立場、道徳的品性、学歴（文化修養）、利害関係、生活環境、情報源、認識能力などの多くの要因と関連する。⁽²⁴⁾従つて、厳格な審査を経て真実の証言とされたものだけが、傍証とされ、或る具体的情景の真实性を証明できる。もしそうでないなら、このような（傍証による）証明は成立しえない。

2. 或る特殊事実をそれとは別の特殊事実を使って証明する。

或る特殊事実については、我々が自分で観察することもできないし、傍証も存在しないということがある。このような情況下で、その（事実の）存在を証明しようとする、別の特殊事実に依拠できるだけである。この後者の特殊事実は我々が観察可能なものであり、かつ我々がその存在を証明しようとしている特殊事実の留めている痕跡でもある。即ち、我々はその痕跡と証明しようとしている特殊事実との間に何らかの因果関係が存在していることを確定できるのである。我々がこの（因果関係の）問題を解決しさえすれば、我々はその痕跡を根拠にしてそれを惹起した原因（即ち、証明しようとしている特殊事実）を確定することができる。

事件の解決過程において、このような証明方式は比較的一般的（に採用されること）である。例えば、我々は、被害者の身体上の傷口が細長く、創口がきれい、傷は深く骨が折れており、折れた骨は線状に裂けているという観察を得て、傷口が、刃の長い、薄い、ある程度の重みを持った鉄製の武器で作られたものであることを確定できる。ここでの（証明されるべき）論題は、傷口が刃が長く薄い、ある程度の重さを持った鉄製の武器によって作られた、ということである。論拠は、傷口が細長く、切り口がきれいで深く、骨を折っており、折れた骨に線状の裂口がある、ということである。論拠と論題との間には因果関係が存在することから、論題は証明される。

このような証明（方法）を運用する際に注意しなければならないのは、或る具体的情況の真实性を証明するのに用いられた特殊事実は、必ず（それにより）証明される具体的情況との間に因果関係が存在していなければならないということである。もし両者の間に因果関係が欠けているなら、その証明はその持ちうべき有効性を失ってしまうことになる。

(三) 法廷弁論における反証法

反証法とは、論題と相矛盾する判断—反証題⁽²⁵⁾—の虚偽を確定することによって論題の真实性を確定する間接証明方法⁽²⁶⁾で

ある。時々我々は、或る論題が真であることを確定する際、まず先に（その）論題と矛盾する論題を真であると仮定し、その後その矛盾論題から明らかに荒誕な誤謬である結論を導出し、ひいては原論題が真であることを証明する。この際の仮設的論題を反論題と呼ぶ。このようなものが反証法である。その証明過程は以下の通りである。

論 題・P

反論題・非P

証 明・“非P”は虚偽なり

結 論・排中律を根拠にして、“非P”が虚偽であるならば、これと相矛盾する（論題）Pは真なり。

反証法の特徴は、論題の真实性を直接証明するのではなく、まず論題と相矛盾する反論題の虚偽を証明し、然る後排中律を根拠にして論題が真であることを確定するところにある。

或る論題は、時に、真正面からの証明がうまくゆかず、反証法による証明が却って容易にゆくことがある。

法廷弁論において、反証法は特有の有効性を持つことになる。

第一には、被告人が或る犯罪を行っていないことを証明するのに用いられる。例えば、或る殺人事件を仮定してみよう。弁護人が被告（人）が犯人（「作案人」）でないことを証明する為に反証法を用いて証明をすすめるとすれば、その証明方式は、次の如くである。

被告（人）は犯人ではない。もし被告（人）が犯人であるならば、彼は必ず犯行現場に行ったのでなければならぬ。しかし、事実は彼が犯行現場に行っていないことを証明している。従って、被告（人）が犯人であるというのは根拠がなく、被告（人）は犯人ではない。

第二に、非合法〔非法〕⁽²⁷⁾ 収入罪を証明するのに用いられる。或る不法分子が、税のごまかし（偷税、漏税⁽²⁸⁾）、投機空取引〔投機倒把⁽²⁹⁾〕などの非合法手段を使って、多額の非合法的な収入を今まさに得たとする。彼らのやり口は巧妙で、その手

段も狡猾いもので、又秘密も堅く、証拠の収集が困難である。この時、もし彼らが正直に自供しないならば、（犯罪を）正面から証明しようとしても非常に困難であろう。このような情況下では、我々は反証法の助けを借りて証明をすすめることができる。その方法は以下の通りである。

論 題・某甲は非合法収入罪を犯した。

反論題・某甲は非合法収入罪を犯していない。

証 明・もし某甲が非合法収入罪を犯していないなら、その時（彼は）自分の収入の全ての来源を一つ一つ説明でき
る。

某甲は、自分の収入の全ての来源を一つ一つ説明することができない。

従って、某甲が非合法収入罪を犯していない（という反論題）は、偽である。

結 論・排中律を根拠にして、某甲が非合法収入罪を犯していないということ（反論題）が虚偽であるならば、これと相矛盾する「某甲が非合法収入罪を犯した」という論題は、必ず真実である。

第三には、犯人の主観的動機を証明するのに用いられる。犯人の主観的動機には故意と過失との二種³⁰がある。しかし、故意であれ過失であれ、全て犯人の主観的な心理状態である。（従って）それを証明しようとすることは、本来決して容易なことではない。さらに、犯人は罪責を逃れようとして、自分の本当の考え（思想）や心理状態について語ろうとせず、あるいは罪を軽くしようとしたり、できるだけ罪を免れようとしたり、甚だしきは嘘をでっち上げて、欺いてでも何とか関門を突破しようとする為に、その主観的動機を証明することは益々困難になる。一般的に言って、直接証明の方法を用いて犯人の主観的動機を証明しようとしても、なかなかうまくゆかず、多くの場合反証法を用いて証明を行なうと却って近道で予期しない効果が得られるものである。

例えば、或る殺人事件の法廷弁論において、弁護人が、被告（人）は殺人の主観的故意を有していなかったことを証明

する際に、反証法を用いた。弁護人は次のように指摘した。①もし被告人が殺人の故意を有していたのなら、被告人は屈強であるのに対し、被害者は弱小で、又孤立無援の状況下にあった為、被告人は被害者を殺害する条件を完全に有していた（のだから、それを実行できた）。しかし、被害者は決して殺害されてはならず、被告人は、ただ被害者に軽傷を負わせただけであった。②もし被告人が殺人の故意を有していたのなら、被害者が刀で傷つけられ逃げ出した時、被告人は必ずや被害者を追って殺害したはずである。しかし、被告人は決して追ってはならず、自転車に乗って家へ帰っている。

今、弁護人の証明を整理すれば、その証明過程は次の通りである。

論題・被告人は殺人の故意を有していなかった。

反論題・被告人は殺人の故意を有していた。

反論題の虚偽の証明・

①もし被告人が殺人の故意を有していたのなら、被告人は屈強、被害者は弱小で孤立無援であったという条件下では、被告人が被害者を殺害することは完全に可能であった。（しかし）被告人は被害者を殺害してはならず、ただ被害者に軽傷を負わせただけであった。
従って、被告人が殺人の故意を有していたという（反論題）は、偽である。

②もし被告人が殺人の故意を有していたのなら、被害者が刀で傷をうけ逃げ出した時、被告人は被害者を追って殺害したはずである。（しかし）被告人は被害者を追って殺害してはならず、家へ帰っただけである。

従って、被告人が殺人の故意を有していたという（反論題）は、偽である。

結論・排中律を根拠にして、既に被告人が殺人の故意を有していたという（反論題）は偽である為、（それと相矛盾する）被告人は殺人の故意を有していなかったという（原論題）こそが、真である。

法廷弁論において、反証法を運用するには以下の三点に注意しなければならない。

1. (原) 論題と反論題との間の関係は、必ず矛盾関係でなければならず、反対関係であつてはならない。⁽³¹⁾ (矛盾関係が成立した) その時、排中律はその有効性を發揮でき、反証論題(反論題)が虚偽であることから、原論題が真実であることを必然的に導出できる。

2. 反証論(法)の中で使われる推理式は十分条件仮言推理の否定後件式⁽³²⁾である。

これは、推理の前提とされる十分条件仮言判断の前件と後件との間に必ず十分条件関係が存在することを要する。言い換えると、推理の前提である十分条件仮言判断は必ずや真実でなければならぬ。さもなければ、推理形式は正確であっても、前提が真実でないので、正しい結論を必然的に導出することはできない。例えば、『老残遊記』⁽³⁴⁾という本の中に、次のような事件が載せられている。地主の魏老頭は十三人を毒殺したとして誣告され、拘禁され、事件は審理に付された。魏家の管事は、郷紳の胡拳人⁽³⁵⁾に委託して、清官を自任する剛弼に賄をわたした。剛は、賄を行なうという事実の証拠を握る為に、故意に次のような条件を提示した。即ち、(死者)一人当りの命を銀五百両として計算すること。もし一度で支払うことができないうなら、手形でもかまわない、と。魏家の管事は、現金一千両の銀を持つてよこし、合わせて銀(五千)五百両の手形を書き、胡拳人を通じて剛に支払った。剛弼は、二日目の裁判審理に際して、この「手形」を根拠として、次のような判決を下した。魏老頭夫婦は十三人を謀殺した、よつて凌遲死罪に処す、と。剛弼はいったいどのようにして魏老頭夫婦が謀殺罪を犯したことを証明したのだろうか。彼が用いたのは反証法であつた。その推論は次の通りである。「もし、人命がお前によつて奪われたのでないとしたら、お前の家(の管事)は、何故銀数千両もの賄賂を承知したのか、これが第一の論拠である。又、もし人命がお前によつて奪われたのではないとしたら、私が管事に(死者)一人の命を銀五百両で計算するから、六千五百両になるぞと言つた時、お前の管事は次のように言うべきであつた。即ち、人命は本当に我が家の主人が奪つたものではありません。お力によつて冤罪が雪げるものなら、銀七千両、八千両でも構いません。六千五百両などの額には却つて応じられません、と。何故、彼は何ら異議も唱えず、一命五百両を認めたのだろうか。

これが第二の論拠である」。

剛弼は二度にわたって反証法を運用している。一見したところ理にかなない根拠もあるようだし、雄弁でもあり、又、その論拠の中の二つの十分条件仮言推理も、「後件の否定は前件を否定する」という推論規則に符合している。しかし、剛弼は、実際は、誤った判決を下している。その理由は、二つの十分条件仮言（推理）の前提である前件と後件との間の必然論理的連関が存在しないから、即ち（両者の間に）十分条件の関係が存在しないからである。例えば、一つ目の仮言判断について言えば、時にはそのような（冤罪を免れる為に金を支払う）情況もありうる、即ち、被告（人）が（冤）罪を免れる為に、たとい（真）犯人ではないとしても、お金を出して身の禍いを避けようとすることもある（のだから、賄賂の支払いと犯罪の実行との間には十分条件が必然的に存在するわけではないのである）。

3. 反論題から導出される結論は、必ず案件の事実と矛盾していなければならず、しかも矛盾点が多い程、又明白である程、その証明力は増大する。例えば、或る被告人が殺人の故意を有していたとして訴え〔指控〕⁽³⁶⁾られた。法廷弁論において、弁護人は被告人がただ傷害の故意を有していたにすぎないことを証明した。即ち、もし被告人が殺人の故意を有していたなら、斧刀で被害者の頭を切りつけたはずである。しかし、事実は被告人は斧刀で切りつけてはおらず、斧の背で被害者の頭をなぐっている。（反論題から導出される）結論と事実とは相矛盾する。もし被告人が殺人の主観的故意を有していたなら、その（背でなぐった）場合でも、被害者の頭を斧で少なくとも数回なぐったはずである。しかし、事実は被告人は斧で何度もなぐってはならず、たった一回被害者の頭をなぐっただけである。結論と事実とはやはり矛盾する、と。弁護人が反証法を用いてすすめた（この）証明において、反論題から導出される結論と案件事実との間には矛盾するところが多く、又顕著である。疑いもなく、このような証明は非常に説得力を持ったものである。

反論題から導出される結論は、現実と矛盾する結論であって、その他の如何なる結論でもない。案件における現実とは案件事実を指す。或る仮説―反論題―から導出される結論と案件事実との間の矛盾が多ければ多い程、又明白であればあ

る程、この仮設の誤謬性も大きくなり、明らかに、この仮設は虚偽であるということになる。従って（原）論題は必然的に真実であることになる。

（四） 法廷弁論の主たる証明方法

刑事案件について言えば、法廷弁論の主たる証明方法は定罪三段論法の証明方法である。いわゆる定罪三段論法とは、罪名定義を大前提とし、或る人の行為が、罪名定義の指示する或る犯罪の本質的特徴に符合するか否かの判断を小前提として、そこから或る人の行為が罪名定義に規定してある罪名に該当するか否かを導出する推理である。この「罪名定義に規定してある罪名に該当するか否か」とは、もし小前提における判断と大前提において指示された本質的特徴とが完全に符合するならば、その時或る人の行為は該罪に該当することになり、もし不完全な符合であるか、あるいは全く符合しないならば、該罪には該当しないことになる、ということを目指す。

定罪三段論法は、主に次の二つの形式で推論がすすめられる。

第一形式

某罪は、斯く斯くの特徴を有す。——罪名定義——

某人の行為は、その特徴を有す。

従って、某人の行為は、某罪を構成する。

第二形式

某罪は、斯く斯くの特徴を有す。——罪名定義——

某人の行為は、その特徴を有さない。

従って、某人の行為は、某罪を構成しない。

法廷弁論は、主に或る行為が犯罪を構成するか否かを証明することである。どんな犯罪を構成するのか、情状はどうであるのか、これらのことの証明は、全て定罪三段論法を用うることになる。従って、定罪三段論法は、法廷弁論の主たる証明方法である。

公訴人は、公訴弁論〔公訴詞³⁷⁾〕の中で、某人が某罪を犯したことを訴え〔指控〕るが、その際定罪三段論法を用いて証明することになる。(一方) 弁護人は、某人が無罪であることを証明し、あるいは公訴人が訴えた犯罪ではなく別の犯罪であることを証明するが、これ又定罪三段論法を用いて証明することになる。有罪を証明するのは、肯定証明であり、無罪を証明するのは、否定証明であるから、公訴人は肯定証明を重んじ、弁護人は否定証明を重んずることになる。時に、彼らは証明力を強める為に、肯定証明と否定証明とを交互に用いることもできる。法廷弁論において、肯定証明を用いようと、否定証明を用いようと、全て定罪三段論法の証明方法を手離せない。例えば、或る強奪〔搶劫〕事件³⁸⁾において、公訴人は、任××等は強奪罪を犯したとして訴えたが、それは次のような定罪三段論法から導出されたものである。

強奪罪は、暴力、脅迫あるいはその他の方法で、他人を抵抗なからしめて、公私の財物を不法に自己のもの〔³⁹⁾据為己有〕とする行為を指す。

任××等の行為は、暴力を用いて伍家を抵抗なからしめ、伍家の財物を不法に自己のものとした行為である。

従って、任××等の行為は、強奪罪を構成する。

この事件の弁護人も、定罪三段論法を用いて、任××等が強奪罪を犯したことを否定することになる。

強奪罪は、暴力、脅迫あるいはその他の方法で、他人を抵抗なからしめて、公私の財物を不法に自己のものとする行

為を指す。

任××等の行為は、暴力を用いて伍家を抵抗なからしめてはいないし、伍家の財物を不法に自己のものとしてもいない。

従つて、任××等の行為は、強奪罪を構成しない。

定罪三段論法の大前提における罪名定義は、引用される法律条文であることから、定罪三段論法の運用において最も重要なことは、小前提で指示された行為の特徴が、大前提の中の法律条文と相符合するか否かを証明することである。もし相符合するならば、被告人は大前提における罪名定義が指示する罪を犯したことが証明され、もし符合しないならば、被告人は大前提における罪名主義が指示する罪を犯していないことが証明される。

小前提において指示される行為の特徴が、大前提における法律条文と相符合するか否かを証明する際、大切なことは案件事実を用いて証明をすすめることである。（その際には）各種各様のその他の証明方法を採用することもできる。例えば、先の例で、弁護人が、小前提に指示された行為の特徴と大前提の中の法律条文との符合（如何）について証明した際、以下の三つの事実を用いて、任××等が持ち去った物が自己のものとされていない（正確には、自己のものにする意思がなかった）ことを直接に証明した。

a. 任××等は、伍家の物を奪つた後、まずは、これらの物を当地の公社の馬主任の処置にゆだねた。馬主任が、とりあえず彼らに持つてゆかせ、それから説得しようという態度を示した後、彼らはやっとそれらの物を持ち去つた。

b. 任××等は、それらの物を持ち帰つた後、当地の社会指導者のアドバイス⁽⁴⁰⁾をうけ、元のままで保存していた。

c. 任××等が語るには、彼らは伍家が人を差し向けてきたら、その時はそれらの物を返すつもりでいた。

さらに、十分条件仮言推理の否定後件式⁽⁴¹⁾を用いて、任××等が他人の財物を強奪する主観的故意を有していなかったこ

とを証明した。その証明過程は次の通りである。

もし任××等の意図が伍家から強奪することにあつたのなら、車で（伍家に）着いた時―任××等は貨物自動車に乗って伍家に着いた―、直ちに行動すべきであつた。伍××の弟が柴を背負つて家に戻つてきて、斧で彼らを威嚇し、彼らを怒らせてから、やつと彼らは行動をおこすことはなかつた。

任××等は、車で伍家に着いて、直ちに伍家の物を奪取する行動をとつていず、伍家の弟が柴を背負つて家に戻つてきて、斧で彼らを威嚇し、彼らを怒らせた後で、やつと物を奪取する行動をおこしている。

従つて、任××等には、伍家から強奪するという意思はなかつた。―即ち、他人の財物を強奪するという主観的故意は存在しない。―

被告人は持ち去つた物を自己のものとしてはおらず、さらに他人の財物を強奪する主観的故意も存在していない以上、その行為の特徴は当然に強奪罪に関する法律条文と符合しないことになる。（従つて、被告人は該罪を犯していない、あるいは被告人の行為は該罪を構成しない、と結論できる。）

定罪三段論法を用いて法廷弁論の証明をすすめる際には、次の二つの問題に注意しなければならない。

第一、もし大前提の中の罪名定義が指示する本質的特徴が、複数の条件から組成されている時、小前提において確定された被告人の行為の特徴とこれとが完全に符合するということは、その複数の条件の全てが完全に符合することを意味する。複数の条件の全てが完全に符合した時、やつと被告人が大前提中の罪名定義が指示する罪を犯したと判定できる。もしどれか一つの条件、あるいはその全ての条件が符合しない時には、被告人が大前提中の罪名定義が指示する罪を犯したという判定をすることはできない。例えば、強奪罪の本質的特徴は、次の三つの条件から成り立っている。①（被告人の）主観において強奪の故意が存在する。②客観的には、暴力、脅迫、あるいはその他の方法を用いて他人を抵抗なからしめ

る行動を実行する。③公私の財物を自己のものとする。先の例で、弁護人は、①及び③の二点と公訴人が用いた定罪三段論法における（大前提中の）罪名定義の指示する本質的特徴とが符合しないことを示すことで、任××等の行為が強奪罪を構成しないという結論を得ることができたのである。

明らかかなことは、定罪三段論法を用いて証明をすすめる際、被告人の行為の本質的特徴と罪名定義が指示する特徴との厳密な対比を行なつて、はじめて定罪三段論法はその正確な使用がなされ、証明を成立させることができるということである。

第二、もし定罪三段論法の大前提中の罪名定義が分類判断⁽⁴²⁾であれば、小前提における被告人の行為が、その分類判断の中の只一つと符合しているだけで、被告人の行為が該罪を構成していることを導出できる。例えば、社会秩序攪乱罪⁽⁴³⁾とは、党及び国家机关、企業、事業体⁽⁴⁴⁾、人民団体の正常な活動を攪乱し、情状が重く、それらの部門の業務、生産、営業および教育学習と科学研究とを不可能ならしめ、もつて国家と社会とに重大な損害を与える行為を言うが、これを定罪三段論法の大前提とした時、小前提では被告人の行為が大前提の罪名定義の指示するどれか一つの（行為）類型と符合していることを確定しさえすれば、被告人の行為が社会秩序攪乱罪を構成すると証明できる。

しかし、もし被告人の行為が、大前提の罪名定義の中で指示された罪を構成しないという否定（判断）を行なうとするなら、必ず小前提において、分類判断の全ての種類につき一つ一つ否定をすすめるなければならない。その中のどれか一つを否定しても不十分であり、そのほとんどを否定したとしても、中の一つでも否定されなまま残っているなら、これ又不十分である。

以上から見て、法廷弁論の証明においては、定罪三段論法の中名辞の同一性⁽⁴⁶⁾という問題に固有の特色があり、この点を尚一層重視して、研究をすすめるなければならない。

法廷弁論における証明の主要な方法は、定罪三段論法ではあるが、しかし通常は仮言推理、選言推理、連言推理、帰納

推理、そして類比推理などが用いられる。紙幅に限りがあるので、ここでは仮言推理がすすめる証明について触れるだけにしておく。

定罪三段論法は、主に案件全体の性質を証明するのに用いられる。一方十分条件仮言推理は、主に案件中の或る具体的事実を証明するのに用いられる。例えば、或る交通事故事件訴訟において、弁護人は、該事件の死者の右足くるぶし、関節より上の部位がバスの中央ドアに挟まれてはいないことを証明する時、十分条件仮言推理を用いた。

もし死者の右足くるぶし、関節より上の部位がバスの中央ドアより中に入っている時に、ドアが閉じられていたとしたら、少くともくるぶしの両側の突出した箇所は非常に明白に残る。

死者の右足のくるぶしの両側の突出した箇所には全く傷跡がない。

従って、死者の右足のくるぶしの突出箇所より上の部位は、車の中央ドアに挟まれてはいない。

一般的に言って、被告人の行為の主観的動機を証明しようとすることは、かなり困難なことである。しかし、十分条件仮言推理は、被告人の行為の主観的動機を証明しようとする際に、却って非常に効果がある。例えば、或る殺人事件で、弁護人が、被告人の行為は殺人の故意を具えていないことを証明する際に、次の二つの十分条件仮言推理を用いた。

1. もし被告人が本当に殺人の故意を有していたなら、彼女は肩にかついでいた鋤で幼児をなぐって殺すことが十分にできた。

被告人は、肩にかついでいた鋤で幼児をなぐって殺してはいない。——ただ幼児をなだらかな斜面の堤岸から下へと押しやっただけである。——

従って、被告人は殺人の故意を有してはいなかった。

2. もし被告人が本当に殺人の故意を有していたなら、彼女は幼児を橋の上まで抱えてきて、河の中央の水の深い所へ投げ込むことが、容易にできた。

被告人は、幼児を橋の上まで抱えてきて、河の中央の水の深い所へ投げ込んではいない。

従って、被告人は殺人の故意を有してはいなかった。

ここから知れるように、法廷弁論の証明において、十分条件仮言推理は、証明を否定する際、あるいは案件の性質を否定する際、あるいは案件の或る具体的事実を否定する際に、しばしば用いられることがある。

法廷弁論において、必要条件仮言推理⁽⁴⁹⁾は、主として案件が或る種の性質を具えていないことを証明する際に用いられる。例えば、公私の財物を故意に損壊したとされる或る事件で、公訴人は、被告人が故意による公私財物損壊罪を犯したと訴え〔指控〕た。弁護人は、故意による公私財物損壊罪から該罪を構成する必要条件の一つとして、情状の極めて重い行為という条件を析出した。併せて、必要条件仮言推理を用いて、被告人が、故意による公私財物損壊罪を犯していないことを（次のように）証明した。⁽⁵¹⁾

情状の極めて重い行為であつて、はじめて故意による公私財物損壊罪を構成できる。

被告（人） 莊××の行為は、情状の極めて重い行為ではない。

従って、被告（人） 莊××の行為は、故意による公私財物損壊罪を構成できない。

必要条件仮言推理は、時に、案件の或る事実を証明する際にも用いられる。例えば、或る傷害事件の法廷弁論において、弁護人は、被告人は鋭器を使って人を傷つけてはいないと主張した。公訴人は、被告人が犯罪を行なった際、鋭器を使用したことを肯定的に示した。公訴人はこの論点を証明する際に、次のような必要条件仮言推理を用いた。⁽⁵²⁾

被告人が鋭器を使用した時だけ、被害者は斯く斯くの形の傷を受けることができる。被害者は、斯く斯くの形の傷を受けている。

従つて、被告人は鋭器を使用した。

法廷弁論において、必要十分条件仮言推理は、⁽⁵³⁾案件全体の性質を証明するのに用いることができるし、又案件中の具体的事実を証明するのにも用いることができる。例えば、或る窃盗事件において、弁護人は、被告人の行為が自首であることを証明する為に、次のような必要十分条件仮言推理を用いた。⁽⁵⁴⁾

被告人において、自発的な出頭〔投案〕、事実に基づいた自分の罪状の自供、審判のうけ入れ、という三つの条件が同時に具えられた時、はじめて（該行為は）自首となる。

本事件の被告人（の行為）は、この三条件を同時に具えている。

従つて、本事件の被告人の行為は、自首に属する。

法廷弁論の証明において、定罪三段論法は主たる証明方法であり、仮言推理は常用される証明方法である。（従つて、）両者は通常は一緒に用いられる。―仮言推理は、常々、定罪三段論法の小前提の真偽を証明するのに用いられる。―我々は、それについて、さらに研究を深めてゆかなければならない。

註

(1) 前掲六註(2)『刑法学』九九頁以下。同六註(2)『現代中国法概論』六九頁以下。

(2) 第二二五条「鬱憤晴らし〔泄憤〕、報復、又はその他の個人的目的から、機器設備を損壊し、役畜〔耕畜〕を殺害し、又はその他の方法で集団の生産を破壊した者は、二年以下の有期徒刑または拘役に処する。情状の重いものは、二年以上七年以下の有期

懲役に処する」。

ところで前掲六註(37)で法律条文の理解の問題に触れておいたが、ここで例示した条文のように、刑法条文には、同じ罪名の犯罪に対し、情状(情節)によって異なる刑を定めることが多く、しかもその区別はかなり曖昧である。ここから、条文理解には重大な問題が生じてくることが予想される。又、このような点にも前掲六註(2)でも指摘した刑法に対する中国的理解の特色を見ることができよう。宇津呂編・前掲六註(21)「刑事司法」一〇三頁以下、陳興良「我国刑法中的情節加重犯」法学研究一九八五―四、三一頁以下。

(3) 仮言連言推理とは、仮言推理という演繹推理に、補助演繹規則の一つである連言導入規則を加えたものと考えられる。「連言導入」については、末木ほか・前掲二註(7)『論理学』二六六頁を参照。

(4) 完全帰納推理とは、或る種のもの(の集合)の各々の成員(元)(分子)がどのような属性を有しているのかを考察し、該類の全ての成員が該属性を具えていることを導出する推理である。前掲二註(4)『法律邏輯学』二二〇頁。

(5) ここで、Sはその中にS₁……S_nという成員だけを有している。

(6) 第一八五条「国家公務員(国家工作人員)が職務上の立場を利用して、賄賂を收受したときには、五年以下の有期懲役または拘役に処する。不正に得た金銭、贓物は没収し、公金、公共物は還付させる。……」

(7) 国家公務員については、刑法第八三条に「本法という国家公務員とは、全ての国家機関、企業、事業体(単位)およびその他の法律に基づいて公務に従事している要員を指す。」と規定されている。しかし、一九八二年の「重大経済事犯を厳しく罰することに関する全人大常務委員会決定」により、「刑法」の関連条項に補充、改正が加えられた。その結果、国家公務員とは、「国家各級権力機関、各級行政機関、各級司法機関、軍隊、国营企業、国家事業機構要員、およびその他の各種の法律に基づいて公務に従事する要員を含む。」とされ、又刑法第一八五条第一項および第二項の収賄罪については、「公務員が賄賂を要求して收受したときには、刑法第一五五条の横領(贪污)罪に照らして処罰する。情状が特に重い場合は、無期懲役または死刑に処する。」と改められた。さらに、一九八八年には「横領罪、賄賂罪の懲罰に関する補充規定」が全人大常務委員会により制定されている。

(8) 尚、官吏による汚職等の今日的状況については、伊藤一彦「全人大二回会議と行政訴訟法」ジュリスト九四二号七五頁(一九八九、十二)、欧陽涛・秦希燕「当前賄賂犯罪的情况、特点、原因及对策」法学研究一九九〇―一、二九頁以下を参照されたい。中国においては、日本と異なり、未遂罪の処罰について本条で定めることができなく、刑法第二十条第二款に「未遂犯については、既遂犯に照らして軽きに従い処罰するか、又は処罰を軽減することができる。」と規定されている。通常、判決文において、「××罪(未遂)」と表記され、根拠条文として該本罪条文とこの第二十條とが引用されることになる。趙秉志「我国刑法中犯罪未遂的処罰原則」法学研究一九八五―四、二七頁以下。従って、ここでも、「殺人罪」で公訴の提起がなされたものと考えられる。

(9) 中国における婚姻は、婚姻法（一九八〇年公布）及び婚姻登記辦法（一九八六年公布）に基づいてなされる。即ち、法律の認める男女兩人が、自分の所属する単位あるいは村民委員会の発行する証明書（介紹信）をもって婚姻登記機関へ行って登記をし、結婚証明書（結婚証）の交付をうけることによる。因みに、この結婚証は、紙切れ一枚といった感じのものではなく、両者の写真を貼付した中々立派なものである。ところで、この法定手続きからも、中国社会における「単位」の重要な位置づけが窺われる。尚、路風（池田誠監訳）「現代中国社会の編成原理——単位社会体制」の形成とそのメカニズム——」立命館法学六号七八七頁以下（一九八九）は注目すべき論文である。

法的手続きは以上であるが、以下に訳者の知りえた婚姻風俗を記しておく。男女双方が恋愛関係を認めた後、相互に相手の家へ遊びに行き、特に女性は相手男性方の家で家事の手伝いなどをするようになる。このような結婚を前提とした「対象」を得て、まず準備しなければならないのは、住宅の確保である。住宅管理部へ申請を出しても、今日、特に都市部では、一・二年後にやっと手に入れることができるという状況である。結婚式も相当重視され、費用もかかるものであるが、最近では経済性のゆえに合同結婚式もよく開かれている。

ところで本件のような内縁関係については、それを法的に保護する規定は中国には無いようである。知人との対話の中でも、何故法的保護が必要かを問われ、この話題をめぐっての日本の状況、その法的保護の理由などを話して「なるほど」と納得された想い出がある。一般にこのような関係では、それが結果として失敗に終わった時、社会的には女性が悪いと見なされるようである。但し、法的離婚の場合、例えば子女の養育費は、扶養しない側がその生活費と教育費の一部または全部を負担しなければならないし、又婚姻によらずに生まれた子女の権利についても法的保護が与えられている。婚姻法第三十条、第一九条。

(10) 刑法法第三一条によれば、「事件の真実の状況を証明するあらゆる事実は、証拠である。」と定められている。直接証拠とは、案件の主要事実を証明する証拠を言い、間接証拠とは、その他の証拠と結びついてやっと案件の主要事実を証明できる証拠を言う。案件の主要事実とは、刑事訴訟においては、被告人が犯罪を実施したか否かを示す事実である。『高等学校法学試用教材 証拠学』一〇八頁以下（群衆出版社、一九八三）。

(11) 刑法法第三五条「すべての事件に対する判決は、証拠を重んじ、調査研究を重んじて、自白を軽々しく信じてはならない。被告人の供述があるだけで、その他の証拠がない場合には、被告人を有罪と認定して刑罰を科すことはできない。被告人の供述がなくても、証拠が十分かつ確実な場合は、被告人を有罪と認定し刑罰を科すことができる。」

(12) 近年増加している公務員等の賄賂案件とも関連して、自白のない事件を間接証拠を使って定罪を行なう問題を論じたものに、潘章駒「对被告不供認的賄賂案件定罪探討」法学研究一九九〇—一、五二頁以下がある。ここで間接証拠を使つての定罪については、(一)間接証拠の質の面では、確実でなければならない。①各々の間接証拠それ自身が、客観的で実在のものでなければならず、

それらと案件事実との間に一定の内的連関が存在しなければならぬ。②各々の間接証拠が一つの全体を成し、協調しあつて、厳密な証明の体系を作り出していなければならぬ。③間接証拠を総合して導き出される結論は唯一つであり、何らの疑問点もあつてはならない。④被告（人）は供述せず否認しているとしても、かつ反証も提出できないものでなければならぬ。(二)間接証拠の量の面では、十分でなければならぬ。ここで十分とは数量のみならずその質の面でも十分でなければならぬ、ということが指摘されている。

(13)

公訴人とは、国家を代表して法廷に出席する検察員を言う。人民検察院組織法（一九七九年公布、八三年、八六年改正）第一条には、「人民検察院が公訴を提起した事件は、檢察長または檢察員が國家公訴人の資格で法廷に出席し、公訴を支持するとともに、裁判活動が合法であるか否かを監督する。」と規定されている。前掲六註(13)も参照されたい。ここから、公訴人の二重の役割、及びその性格の特異性を窺うことができる。即ち、公訴人は、公訴の支持と共に、裁判の監督を行なうことになる。公訴人は檢察機關の代表として犯罪を訴追する一方で、裁判活動監督機關の代表として被告人の合法的權利・利益を保護する立場にもある。従つて、公訴人は決して訴訟当事者（刑訴法第五八条には、「當事人」とは自訴人、被告人、附帯民事訴訟の原告人と被告人を言い、又「訴訟參與人」とは自訴人、被告人、被害人、法廷代理人、辯護人、証人、鑑定人と翻譯員を言うとの規定あり）なのではなく、それ故勝訴・敗訴の問題に拘うことのない客觀的公正な立場に立つことが求められている。このことは、檢察院のなす抗訴が、裁判監督の職權の一つとして理解されていることから明らかである。この事態を、より断定的に、檢察員は起訴段階では檢察機關に屬し、法廷においては法律監督機關の代表であると理解してもよからう。王叔文他編・前掲六註(2)『現代中国法概論』九六頁以下、宇津呂編・同六註(21)『刑事司法』九四頁以下、謝寶貴「論公訴人的法律地位」法学研究一九八五(一)、二七頁以下。

(14)

「筆録」とは、捜査・裁判の過程において、各々の活動の真実を記載したものである。例えば、捜査においては、訊問筆録、勘驗・検査筆録、裁判においては、調査筆録、裁判筆録等があり、文書末には関係人員の署名と押印（個人あるいは単位の印）とがなされる。因みに、「状」とは、書狀類文書（訴狀、上訴狀、答辯狀）について用いる。「勘驗筆録」即ち、「勘驗・検査（検証・検査）筆録」とは、刑訴法第七一条以下に基づいてなされる捜査活動の記録であり、即ち、公安機關員、主に捜査要員は、犯罪に関係する場所、物、身体、死体について検証・検査をすすめ、必要ならば、専門知識をもつ者を指名派遣し、又は招聘し、捜査要員の主宰の下に検証・検査を行なうことになるが、この検証・検査の状況の記録を言う。又、刑訴法第八八条以下に基づく鑑定記録は、「鑑定結論」と言い、技術鑑定、經濟鑑定、會計鑑定、化学鑑定、精神病鑑定、刑事技術鑑定（指紋、書法、痕跡、人身、尸体、鎗彈等）等々を含む。前掲六註(13)『司法文書写作教程』五一頁以下、五八頁以下。前掲註(10)『証拠学』一八二頁以下、一七五頁以下。

- (15) 証人の証言については、刑訴法第三六条に、「証人の証言は、法廷で公訴人及び被害者と被告人及び弁護人との双方の尋問、対決を経て、それぞれの側の証人の証言を聴取し、それを調査した後でなければ、事件を確定する根拠となしえない。……」とあり、又第三七条に、「事件の状況を知る者はすべて、証言の義務を有する。……」と規定されており、従つてそれは訴訟上の義務とされている。ところでここでの証人は偶々五軒の隣人であつたが、それは「隣保制（五保制）」を想起させる。と言うのも、現代中国の「総合治理」政策などには、どことなく隣人相互による行為の監視という臭味が付きまといつていように思えるからかもしれない。尚、今日の農村で「五保戸」とは、労働力がなく、「自耕自食」できない鰥・寡・孤・独の農民で、食（保吃）、衣（保穿）、住（保燃）、教育（保教）、埋葬（保葬）、あるいは医療などの生活保護をうけている者を言う似て非なる用語である。刑訴法第三二条に、「拷問による自白の強要」「威迫、誘導、欺まんその他違法な方法による証拠収集を禁止する旨規定してある。
- (16) (17) (18) (19) 単称とは、「この」「その」など、特称とは「或る」、全称とは「すべての」という「限量概念」を言う。通常「限量概念」を含む命題を「限量命題」と言うが、判断とは命題を作る営為であるから、本文のような「限量判断」も考えられるのかもしれない。末木ほか・前掲二註(7)『論理学』二二頁、二七頁。
- (20) ここ及び後に言う「傍証云々」ということについての論理学上の意味は、手持ちの関係書からは不明のままである。いわゆる「間接証明」とは後節に出てくる「反証法」等と言うもので、「傍証云々」とは異なる。前掲二註(4)『法律邏輯学』二七八頁以下。又「間接推理」とは「三段論法」を言う。末木ほか・前掲二註(7)『論理学』六二頁以下。読者の御教示を請う。
- (21) 証法学は中国において新しく作られた学科であるが、例えば、訳者の知りえた湘潭大学では三年前期（九月開始期）に2単位の限定選修課目として講じられていた。前掲前文註(9)を参照。又、教科書としては前掲註(10)『証法学』等がある。この書の緒論に証法学の対象等について次のような記述がある。（一頁）我が国の証法学の研究対象は、刑事訴訟と民事訴訟との中の証拠であり、重点的には、我が国の証拠制度と人民司法機関が証拠を運用する実践的経験とである。証法学の主たる任務は、我が国に関する証拠の基礎理論、立法上の規定と司法実践における証拠運用の経験につき比較的系統的に論述すると同時に、歴史上及び現代の榨取（剝削）階級国家の証拠制度と学説についても必要な比較研究をすすめる、その榨取階級に奉仕する本質及び科学に反する側面を暴露し、又その合理的部分の発見に留意して、我が国の法制建設の参考に供するものである。
- (22) 流氓罪については、刑法第一六〇条に「多数集合して殴りあい、他人を挑発して騒ぎをひきおこし、婦女を侮辱するか又はその他の不良行為（流氓活動）を行ない、公共の秩序を破壊し、情状の悪質なものは、七年以下の有期懲役、拘役、管制に処する。……」と規定されている。械斗とは、歴史的には、部落間の武器をもつての闘いを言う。特に福建省や広東省において水利問題などをめぐつて行なわれたが、今日でもこのような地方では時々ニュースになつてゐる。しかし、ここでは流氓罪規定の「多数集合して殴りあい」という要件に「凶器をもつて」という要件を加えたより一般的な意味とも解される。

- (23) 弁護権については、前掲六註(21)を参照されたい。
- (24) 刑訴法第三七条に証人につき「……生理的、精神的な欠陥をもつか年少であるため是非の判別ができず、正しく表現できない者は、証人になれない。」と制限規定がある。しかし、証人の身分、政治的立場、思想信条等が証言の真偽の判断の一つの基準となるところは、中国的と言えよう。例えば前出『証拠学』では、証言の真偽の審査判断において留意すべきこととして、証人証言とその他の証拠との一致不一致、証言の出所、証言提供時における他からの影響の有無、証人と当事者・案件との利害関係、証言能力と並んで、証人の身分・政治的立場・思想程度が挙げられ、次のように述べられている。「もし証人が政治的自覚があり、思想も良く、私心に出ることなく、圧力を恐れず、事実に基づいて状況を述べるなら、彼の提供する証言の信憑性は高い。しかし、政治的自覚が低く、思想も悪く、自分のことだけ考える人なら、虚偽の状況を提供する可能性が大きい。但し、これは一般的情况の下での可能性にすぎず、具体的に或る証人の証言が真実か否かを判断する時には、彼の特殊性に留意し、必ず証言について全面的分析研究をすすめねばならず、ただ証人の身分、政治的態度だけから証言の真偽を判定してはならない」。前掲註(10)『証拠学』一九七頁以下。
- (25) 「原論題」に対しては「反論題」と言う。従って、原文のこの表記は誤字かもしれない。
- (26) 「間接証明」にはその他に「排除法（選言証法とも言われる）」がある。選言推理否定肯定式を使って、論題と並列する幾つかの可能性を否定して、論題の真実性を導出する方法である。前掲二註(4)『法律邏輯学』二七九頁以下。前掲註(20)参照。
- (27) このような名称の本罪が存在するのではない。
- (28) 刑法第二二一条、税収徴収管理暫行條例（一九八九年公布）第三七条に脱税等に関する処罰規定がおかれている。
- (29) 刑法第一一七条、第一一八条、第一一九条に処罰規定がおかれている。
- (30) 刑法第十一一条に「自己の行為が社会に危害を及ぼす結果を発生させることを知りながら、しかもこうした結果の発生を希望又は放置していたために、犯罪を構成したものは、故意による犯罪である。……」と規定され、同第十二条に「自己の行為が社会に危害を及ぼす結果を発生させる可能性を予見しなければならぬのに、不注意から予見せず、又はすでに予見していたにもかかわらず回避できるものと軽信したため、これらの結果を発生させることになったものは、過失による犯罪である。……」と規定されている。「犯罪構成」において、犯罪の主観的側面として論じられる。本報告一〇〇頁に既出。
- (31) 前掲二註(7)を参照されたい。矛盾対当においては二つの命題の間に第三の可能性はないが、反対対当の場合は第三の可能性が存在することから、一方の命題が偽であることから他方の命題が真であることが帰結しない。
- (32) 前掲三註(21)を参照されたい。
- (33) 判断については前掲註(17)で述べた。推理とは、命題から命題を導く操作である。同末木ほか・前掲二註(7)『論理学』七頁。

- 判断との関わりで言えば、既に存在する判断から新しい判断を導出する思考形式を推理と言う。前掲二註(4)『法律邏輯学』一四頁。
- (34) この書は清末に劉勳によって書かれた小説である。仔細は、岡崎俊夫訳東洋文庫51(平凡社、一九六五)の解説を見られたい。ここでの話は第十五回から登場するが、その引用に省略がある為、話の辻褄が合わない部分がある。興味ある読者は該書に因らるべし。
- (35) 拳人とは、科挙において郷試に合格し、会試を受ける資格のできた者。
- (36) 刑訴法は、人民檢察院による訴訟の提起を「公訴」、被害者及びその法定代理人による訴訟の提起を「自訴」と言う。「告訴」とは、いわゆる「告訴才処理」案件として、刑法に規定するもので、例えば第一四五条侮辱誹謗罪、第一七九条暴力で他人の婚姻の自由を干渉した罪、第一八一一条虐待罪などについて用いられる。又犯罪事実の申告については、刑訴法では、被害者及びその法定代理人によるものを「控告」、又該人を「控告人」と言い、事件とは直接関係のない人によるものを「檢舉」、又該人を「檢舉人」と言う。従って、この前者を「告訴」、(刑訴法第五九条他)、後者を「告発」と邦訳することがある。ここでの「指控」とは法律用語ではないと思われるが、訳者には不明である。読者の御教示を請う。
- (37) 前掲六註(22)を参照。前掲註(13)で論じたように、檢察人員は國家公訴人の身分で法廷に出席し、公訴を支持する役割も担うが、法廷弁論段階での口頭による発言を「公訴詞」という。一九八〇年、最高人民檢察院は「人民檢察院刑事檢察工作試行規則」を定め、その第三二条に公訴詞の内容につき次のように定めた。(一)法廷調査の概括。(ここに言う法廷調査とは、法廷審理を開廷の宣言、法廷調査、法廷弁論の三段階に分けた場合の、第二段階であり、刑訴法第一一四条から第一一七条に該当するものを指称する。)(二)証拠分析をすすめる、被告人の罪行を認定する。(三)事案の状況を分析し、その全貌を概括し、被告人の犯罪の社会的危害性を暴く。(四)被告人の犯罪の思想的根源と社会的根源を分析する。(五)法律上の論証、即ち被告人の行為の該当する刑法律文と被告人の負うべき法的責任とを明らかにする。さらに、各地方人民檢察院は、実践を踏まえ、例えば、被告人の認罪の態度、法の定める「重きに従う」「軽きに従う」の条件などを補充して公訴詞の内容としている。前掲六註(13)『司法文書写作教程』四五二頁、四五三頁。
- (38) 前掲六註(34)を参照されたい。
- (39) 刑法第一五〇条の条文自体には、「据為己有」という言葉はなく、ただ「搶劫」という言葉が使われているだけである。ここに前掲六註(37)で指摘した条文理解の具体例を見ることができるともいえない。
- (40) 社会領導。この語が一般的な普通名詞なのか、それとも何らかの法律等に基づいて設けられている身分なのか、訳者には不明である。読者の御教示を請う。

- (41) 前掲三註(21)を参照されたい。
- (42) 熊文軒報告六に言う「複雑定罪三段論法」である。前掲六註(27)に既出。
- (43) 刑法第一五八条には、「いかなる人のいかなる手段による社会秩序攪乱をも禁止する。社会秩序を著しく乱して情状が重く、業務、生産、営業及び教育学習、科学研究をおこなえなくし、国家と社会に重大な損害を与えた場合、首かいは五年以下の有期懲役、拘役、管制または政治的権利の剝奪に処する。」と規定されており、ここには攪乱される活動の主体としての「党及び云々」の文言はない。前掲註(39)と同じく、ここでも条文理解の一例を見ることが出来る。「国家机关、企業、事業体、人民団体」という文言については、刑法第五十条、第八三条、第一五五条横領罪の規定に出てくる。前掲六註(18)、前掲註(7)に既出。
- (44) 企業とは、社会効率と経済利益の入手を目的として、生産、建設、流通、サービス等の活動に従事する独立した経済採算単位で、一定量の固定資産と運転資金とを有し、法に則して登記並びに設立承認手続きを行なったもの。前掲六註(12)、『中日経済法律辞典』一一九頁。
- (45) 事業体〔事業単位〕とは、生産や商業活動による収入を有しない、例えば学校・病院等の非営利社会組織。前註『中日経済法律辞典』一四八頁。
- (46) 熊文軒報告六に詳しい。
- (47) 仮言推理、選言推理、連言推理とは、演繹推理の一種で、前提に各々仮言命題、選言命題、連言命題を含むもの。帰納推理とは、或る前提から導出される結論が必ずしも真とはならないが、それでも該前提が該結論の主張に何らかの支持を与えている関係が「帰納的關係」であるが、或る命題からそれと帰納的關係にある命題を導出する推理を言う。末木ほか・前掲二註(7)『論理学』八五頁以下。類比推理については前掲三註(26)を参照されたい。
- (48) 十分条件仮言推理とは、十分条件仮言判断の前提・後件の間の関係を根拠にすすめられる推理である。後者の判断については、前掲三註(21)を参照せよ。
- (49) 必要条件仮言推理とは、必要条件仮言判断（もしAでなければ、必ずBではない。あるいは只Aの時のみBでありうる、という形式の判断）の前・後件関係を根拠にしてすすめられる推理。否定前件式と肯定後件式との二つがある。前掲二註(4)『法律邏輯学』一〇一頁以下、一七五頁以下。
- (50) 刑法第一五六条「故意に公私の財物を損壊し、情状の重いものは、三年以下の有期懲役、拘役または罰金に処する」。
- (51) ここで用いられたのが、否定前件式で、前件の否定は必ず後件を否定するという規則を利用する推理である。
- (52) ここで用いられたのが、肯定後件式で、後件の肯定は必ず前件を肯定するという規則を利用する推理である。
- (53) 「充分必要条件」あるいは「充要条件」仮言推理という。必要十分条件仮言判断（AならばB、AでないならばBでない。あるいは

は只Aである時のみBである、という形式の判断)の前・後件関係を根拠にしてすめられる推理。前掲二註(4)『法律邏輯学』一〇三頁以下、一七七頁以下。大前提の判断は前件と後件とが必要十分条件関係にあることから、前件の肯定は後件を肯定する、前件の否定は後件を否定する、後件の肯定は前件を肯定する、後件の否定は前件を否定する、の四つの規則が成り立つ。ここから、肯定前件式、否定前件式、肯定後件式、否定後件式の四つの推理式が成立する。前掲二註(4)『法律邏輯自学綱要』八六頁以下。

(54) ここで用いられたのは、肯定前件式である。